

3 県による新聞広報

石川県 広報いしかわ  
2007.3.25 能登半島地震被災者の方々の支援に全力  
【報奨】被災者への支援  
【住家】被災者への支援  
【防犯】被災者への支援  
【学校】被災者への支援

「被災者への支援」... 「住家」... 「防犯」... 「学校」... 「中小企業に対する金融支援」... 「被災者生活再建支援法」...

平成19年4月25日(木)北越新聞、北越中日新聞、読売新聞

能登半島地震復興  
中小企業支援基金を創設  
事業再建を強力に後押し  
「被災者への思い」...  
【被災者への支援】...  
【中小企業への金融支援】...  
【被災者生活再建支援法】...

平成19年6月1日(金)北越新聞朝刊9面

石川県政特集 後編  
300億円を5年間運用  
助成と融資の組み合わせも  
【防犯】被災者への支援  
【住家】被災者への支援  
【防犯】被災者への支援  
【学校】被災者への支援

平成19年6月1日(金)北越新聞朝刊9面

能登半島地震復興  
市町と連携、きめ細かく  
復興プランの策定急ぐ  
【報奨】被災者への支援  
【住家】被災者への支援  
【防犯】被災者への支援  
【学校】被災者への支援

平成19年5月31日(木)北越新聞朝刊18面

石川県政特集 前編  
県独自の上乗せ等支援  
住宅再建、補修まで対象  
半歳以上に先取り支給  
334戸、再出発を支援  
入居者の心と体をケア

平成19年5月31日(木)北越新聞朝刊19面

能登半島地震復興  
元氣宣言、能登。を前面に  
【報奨】被災者への支援  
【住家】被災者への支援  
【防犯】被災者への支援  
【学校】被災者への支援

平成19年6月1日(金)北越新聞朝刊10面

石川県政特集 後編  
住宅の耐震化を促進  
耐震改修工事費支援へ  
【防犯】被災者への支援  
【住家】被災者への支援  
【防犯】被災者への支援  
【学校】被災者への支援

平成19年6月1日(金)北越新聞朝刊11面

### 能登半島地震 復興プラン

手早い復旧の取り組みを  
震災は大きな心の傷を  
被災者への支援を

**能登ふるさと住宅を提案し  
すまいるの自力再建を後押し**

復興委員会の計画出揃う  
地域ぐるみで多彩な事業

平成19年10月30日(火)北越新聞朝刊28面

### 能登半島地震 復興プラン

復興委員会の  
石川の魅力を波状的に発信

震災、加賀でのイベント開催と  
復興より早く復興のロケなど実施

「ふるさと復興のイメージ」  
加賀市観光協会が  
復興のイメージを  
発信

平成19年10月30日(火)北越新聞朝刊30面

### 石川県政特稿(198)

復興委員会の計画出揃う  
地域ぐるみで多彩な事業

復興委員会の計画出揃う  
地域ぐるみで多彩な事業

平成19年10月30日(火)北越新聞朝刊29面

### 石川県政特稿(198)

復興委員会の計画出揃う  
地域ぐるみで多彩な事業

復興委員会の計画出揃う  
地域ぐるみで多彩な事業

平成19年10月30日(火)北越新聞朝刊31面

4 避難所における避難者の推移(期間:平成19年3月26日~5月3日)

避難所	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9
サン・アリーナ	120	55	30	30	7	30	35	20	17	11	13	5			
...															
避難所合計	2,624	1,501	1,074	1,057	1,163	1,334	1,139	937	780	676	584	482	436	372	345

避難所	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3
...																								
避難所合計	16	15	15	14	14	13	13	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

※5月1、2、3日の避難者は17:00現在

5 能登半島地震に係る主な県予算の概要

1	平成19年度専決補正予算(4月17日)	4,469,675千円
(1)	被災者に対する救助(災害救助法に基づく被災者の保護など)	2,522,000千円
①	仮設住宅の設置 輪島市250戸、穴水町45戸、志賀町19戸、七尾市15戸計329戸	1,800,000千円
②	被災住宅の応急修理 応急修理により居住可能となる住居の修理	500,000千円
③	避難所の設置、炊き出し、学用品の支給など	222,000千円
(2)	被災者の生活再建等の支援	
①	被災者の生活再建支援 (国制度とあわせた支給総額3,920,000千円) 被災者の生活再建支援のため、被災者生活再建支援法による支援内容に加え、県独自の対象の拡大、上乗せを行い、生活の安定や住宅の再建・補修を支援 対象の拡大…生活関連経費、居住関連経費の支給対象を半壊にまで拡大(所得制限あり) 上乗せ支援…所得区分にかかわらず、全壊1,000千円、半壊500千円 最大支給額…国の制度とあわせ 全壊4,000千円、半壊2,000千円	1,500,000千円
②	被災住宅再建利子補給金制度の創設 <制度創設> 住宅に被害を受けた者の新築、購入、補修のための借入金に対する利子補給 利子補給額:住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利相当 補給期間:5年間 補給対象借入限度額:新築・購入14,000千円 補修 5,900千円	
③	災害援護資金の貸付 市町が行う災害援護資金貸付事業に対する原資の貸付け 対象者…世帯主の概ね1か月以上の負傷又は家財の1/3以上の被害もしくは住居の半壊以上 貸付限度額…1,500千円~3,500千円	272,000千円
④	生活福祉資金貸付金の無利子化 <制度創設> 被災した低所得・高齢者世帯等を対象に、県社会福祉協議会が行う住宅補修資金等の貸付利率3%を無利子化 ・福祉資金(住宅補修等)貸付限度額 2,500千円 ・災害援護資金(自立更生)貸付限度額 1,500千円	
⑤	母子寡婦福祉資金貸付金の無利子化 <制度創設> 被災した母子家庭の母又は寡婦を対象に、住宅建設資金等の貸付利率3%を無利子化 ・住宅資金貸付限度額 2,000千円 ・転宅資金貸付限度額 260千円	
(3)	被災者の健康管理等の支援	
①	被災高齢者の健康サポート 被災地の高齢者を対象に、健康状況調査、健康相談、栄養指導等の各種サポート事業を実施	5,000千円
②	被災高齢者の介護施設への避難支援 自宅や避難所での生活が困難となった在宅高齢者が、緊急避難的に老人福祉施設に短期入所した場合等の費用を助成	6,500千円
③	被災地における妊産婦へのケア 被災地の出産間近な妊婦、産後もない産婦及び乳児を対象に助産師を派遣し、健康管理や乳児指導等の専門的ケアを実施	1,800千円
④	被災者のこころのケア 被災者のこころのケアのため、仮設住宅に相談窓口を開設するとともに、精神科医による巡回相談などを実施	6,500千円
(7)	公共施設災害の応急復旧 県立学校の応急復旧 門前高等学校 体育館の復旧	51,000千円
2	平成19年度6月補正予算(6月28日)	債務を含め 101,186,280千円
(1)	災害の早期復旧	
①	公共土木施設 ・道路・橋りょう 国道249号(輪島市野町曾々木:八世乃瀧門)など363カ所 ・砂防・地すべり・急傾斜地 輪島市門前町深見など59カ所 ・河川・海岸 八ヶ川(輪島市門前町)など88カ所 ・港湾 七尾港大田岸壁など67カ所	債務を含め 11,155,856千円 債務を含め 6,248,431千円 債務を含め 2,245,558千円 債務を含め 2,064,093千円 債務を含め 597,774千円
②	能登有料道路 道路公社の災害復旧に対する助成(全体事業費9,762,000千円)	3,251,000千円
③	能登空港 滑走路、誘導路など	225,306千円
④	農林水産業施設 ・漁港・漁業用施設 富来漁港岸壁など58カ所 ・土地改良施設等 農地、農道、水路・ため池など698カ所 ・治山等 輪島市門前町中野屋など26カ所 ・林道・林業施設 切掛線(輪島市門前町)など122カ所	5,086,347千円 2,354,113千円 1,567,878千円 649,190千円 515,166千円
⑤	生活排水施設 農業集落・漁業集落排水施設 21カ所	674,977千円
⑥	社会福祉施設 ・高齢者関連施設 30カ所 ・児童関連施設 29カ所 ・障害者関連施設 11カ所 ・看護施設 1カ所	326,766千円
⑦	県立学校 輪島実業高等学校など17校	438,492千円
⑧	文化財 阿岸本誓寺など12カ所	15,536千円
(2)	復興に向けた支援	
①	復興プランの策定	10,000千円
②	被災地の復興・被災者の自立支援 能登半島地震復興基金の創設 運用益により、被災地の復興や被災者の自立に向けた取り組みを機動的に支援 ・被災者の生活の再建・安定 ・地域・文化の復興・振興 など	50,000,000千円
③	中小企業の再建・復興 能登半島地震被災中小企業復興支援基金の創設	30,000,000千円

(4)	災害弔慰金の支給 死亡された方に対する災害弔慰金(輪島市1名)の支給 支給額 2,500千円(国1/2、県1/4、市1/4)	1,875千円
(5)	被災企業に対する支援	
①	能登半島地震対策融資 <制度創設> 災害救助法適用の7市町の被災中小企業を対象とした低利融資(利率1%)、保証料軽減制度を創設	
A	能登半島地震対策融資(復旧支援分) 融資対象 被災した企業の復旧に係る設備資金等 限度額1億円 期間10年(うち据置2年以内) 利率1.0%(保証必須) 保証料は通常より、0.5%軽減	
I	能登半島地震対策融資(復興支援分) 融資対象 被災や風評被害等による売上減少(1ヶ月で△10%)に伴う運転資金 限度額80,000千円 期間7年(うち据置2年以内) 利率1.0%(保証必須) 保証料は通常より、0.5%軽減	
②	能登半島地震対策資金補助金 <制度創設> 震災災害に指定された地区において、建物が全壊又は半壊した中小企業が借り入れた能登半島地震対策融資(復旧支援分)の利子(当初5年間)及び保証料を全額助成	
③	制度融資の償還猶予の条件緩和 <制度創設> 災害救助法適用地域内の中小企業を対象に1年間の償還猶予制度を拡充(既存制度) 最近3か月間の売上高が、過去3年間のいずれかの年の同期間の売上高に比べ10%以上減少(実績) (要件緩和) 最近1か月間の売上高が、過去3年間のいずれかの年の同期間の売上高に比べ10%以上減少(見込み)	
(6)	風評被害への対策	
①	「元気宣言・能登」観光キャンペーンの実施 (実行委員会事業費ベース139,500千円) 能登地域の観光風評被害払拭のため、県、市町、民間が一体となった実行委員会が実施する観光キャンペーンに対する助成 ・新聞への全面カラー広告の掲載、ラジオCMの放送 ・JR主要駅、高速道路サービスエリアへのポスター掲出 ・三大都市圏での街頭キャンペーンの実施 ・生活情報誌での「工場の街・輪島」復興の姿紹介 ・「能登半島応援キャンペーン」を実施する旅行代理店への能登有料道路通行料の助成(4月27日~6月末)	93,000千円
②	輪島港の首都圏緊急キャンペーンに対する支援 A 首都圏における輪島港の展示会開催 (事業費ベース15,000千円) 日本商工会議所催事場(東京・丸の内、5月中旬)など I 首都圏等における輪島港の緊急販売促進活動 (事業費ベース5,000千円) 一般消費者、ホテル、料亭等を対象とした利用促進のためのモニター調査	7,500千円
	運用益により、被災した中小企業の再建・復興への取り組みを機動的に支援 ・金融支援 企業の設備資金等の利子(5年間分)・保証料を全額助成(激甚災害指定地区)など ・輪島港、商店街、酒造業 事業用施設設備復旧、共同施設復旧、仮設店舗設置、販売促進活動などへの助成 ・観光キャンペーン マスメディアを活用した情報発信、誘客のためのイベント開催、ボランティア感謝の集いの開催 など	
(3)	震災対策の強化 地域防災計画の見直し 専門委員会による震災対応の検証、より実践的な内容の検討	2,000千円
3	平成19年度9月補正予算(10月1日) ・能登半島地震被災者の健康サポートの強化 在宅の要支援者に対するこころの元気教室の開催、家庭訪問	2,000千円
4	平成19年度12月補正予算(12月17日) ・角海家(県指定文化財)修復に向けた調査に対する助成	1,000千円
5	平成19年度3月補正予算(3月19日) ・能登半島地震からの着実な復旧・復興(国補正関連) 本町線・大町通り線(穴水町)、八世乃瀧門(国道249号)	243,490千円
6	平成20年度当初予算(3月19日) 能登半島地震からの創造的復興	1,737,800千円
(1)	震災の総括と「復興元年」を象徴する取り組み ・能登半島地震復興シンポジウムの開催(H20年3月25日)(復興基金) ・ボランティア感謝の集い開催支援(H20年3月23日)(中小企業復興支援基金) ・能登ふるさとモデル住宅の完成・公開(H20年3月25日) ・能登半島地震災害記録誌の発行	5,500千円
(2)	安全・安心な暮らしの再建 ・住宅の再建支援 能登半島地震被災者の生活再建支援(県制度) 住宅再建総合相談の実施、建築士等専門家の派遣(復興基金) 住まい・まちづくり協議会の活動支援(復興基金) 住宅の建設等に対する支援(復興基金) ・安全・安心な生活支援 被災者の健康状況フォローアップ調査 被災地高齢者のための健康づくり教室の開催 ・生活基盤の整備推進 能登有料道路の機能向上 ゆずりレーンV期(穴水町越の原内) ゆずりレーンⅢ期延伸(七尾市中島町岸内) 別所産サーブエリア拡張(遊歩道・広場整備) 復興の核となる道路整備 大町通り線・本町線・穴水線(穴水町)、相倉港和倉駅線、	210,000千円 3,800千円 3,400千円 185,000千円 1,205,000千円

府中七尾駅線（七尾市）、河井町横地線（輪島市）、春日通り線（珠洲市）、新町通り線（能登町）

(3) 地域の特徴ある産業・経済の再建・復興（中小企業復興支援基金）

- 中小企業の復興支援
重点支援業種（輪島塗、商店街、酒造業）への支援
輪島塗部門別コンテスト・商店街空き店舗入居誘致・酒蔵ツアーに対する助成
事業用施設設備復旧、仮設店舗設置、販売促進活動などに対する助成
販路開拓への支援
特産品等の共同販売所開設に対する助成
金融支援
企業の設備資金の利子・保証料を全額助成（激甚災害指定地区）

(4) 持続可能な地域づくり

- 地域資源の保存・活用
能登ブランドの振興・創生支援
地域資源を活用した地域づくり、まちづくりの取り組みに対する支援（復興基金）
地域ブランド（地域の魅力発信・名物づくり）、コミュニティビジネス
奥能登ウエルカムプロジェクトの推進 10,000千円
奥能登2市2町の連携による「能登井」夏メニューの開発、能登回廊100選による情報発信など
能登らしい景観・文化の保全・活用
角海家の修復と活用に対する支援
交流とにぎわいの創出
大都市圏等との交流創出イベントに対する支援（復興基金）
交流居住等の推進
全国的なイベントやポータルサイトを活用した情報発信 2,000千円
移住・交流居住の受入を担う組織の創設・育成に対する支援（復興基金）
グリーン・ツーリズムの推進 3,600千円
子ども農山漁村交流プロジェクトなど
能登空港の安定需要の確保に向けた利用促進活動の展開 105,000千円
能登ファッククラブ立ち上げ、PR強化など
全国過疎問題シンポジウムの開催 4,500千円
H20年10月、輪島市ほか

(5) 風評被害の払拭キャンペーン（中小企業復興支援基金）

- 能登ふるさと博の開催
復興記念コンサート、能登元気市（七尾市、輪島市、珠洲市）の開催など
全県的な観光キャンペーン
マスメディアとのタイアップによる情報発信、加賀温泉郷同帰キャンペーンなど地域の魅力を高める取り組みへの支援

6 能登半島地震による県管理道路通行規制実施状況

Table with columns: No., 路線名, 箇所, 理由, 通行止め開始日時, 通行止め解除日時, 解除に至るまでの応急作業. Contains 30 rows of road closure data.

注）平成21年1月31日現在、通行止め0カ所、片側交互通行1カ所（※No.10八世乃門門平成21年12月（予定）まで夜間5時間通行止め）

7 避難所における健康管理活動実施状況（期間：平成19年3月25日～4月29日）

(1) 健康管理チーム数 (単位：チーム・人)

Table showing health management team counts by date and location (旧門前町, 旧輪島市, 穴水町, 志賀町, 合計, 累計).

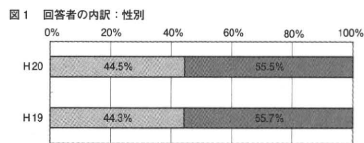
(2) 有症状者数 (単位：人)

Table showing the number of symptomatic individuals by date and location (旧門前町, 旧輪島市, 穴水町, 志賀町, 七尾市, 合計).

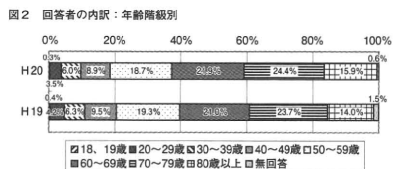
注）七尾市は、県保健福祉センター保健所などが巡回により健康管理活動を実施

8 平成20年度「被災者の健康状況調査」結果

- 1 調査対象世帯
災害救助法適用の7市町のうち、全壊・半壊世帯2,002世帯
(前年度(平成19年度)調査:1,763世帯)
2 調査方法
保健師、看護師等が対象者宅を訪問し、聞き取り調査(6月～9月)
(前年度調査:6月～8月)
3 集計対象者
調査対象世帯のうち、協力の得られた1,738世帯の18歳以上の被災者、3,660人
(前年度調査:1,491世帯、3,236人)
4 調査結果
(1) 回答者(3,660人)の属性
①性・年齢階級別
ア性別(図1)
「男性」が44.5%、「女性」が55.5%であり、前年度調査とほぼ同様の割合であった。
図1 回答者の内訳：性別
イ年齢階級別(図2)
「60歳代」が21.9%、「70歳代」が24.4%、「80歳以上」が15.9%で、「60歳以上」が62.8%を占めた。前年度調査とほぼ同様の割合であった。
図2 回答者の内訳：年齢階級別



イ年齢階級別(図2) 「60歳代」が21.9%、「70歳代」が24.4%、「80歳以上」が15.9%で、「60歳以上」が62.8%を占めた。前年度調査とほぼ同様の割合であった。



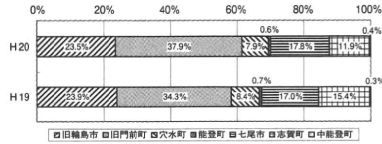
□18、19歳 ■20～29歳 ▨30～39歳 □40～49歳 □50～59歳 □60～69歳 □70～79歳 □80歳以上 □無回答



② 市町別 (図3)

「旧門前町」が37.9%で最も多く、次いで「旧輪島市」が23.5%で、前年度調査とほぼ同様の割合であった。

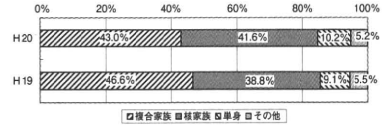
図3 回答者の内訳：市町別



③ 家族構成別 (図4)

「複合家族」が43.0%、「核家族」が41.6%、「単身」が10.2%で、前年度調査とほぼ同様の割合であった。

図4 回答者の内訳：家族構成別

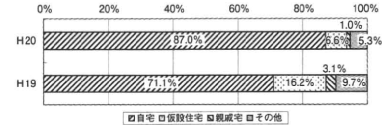


④ 住居別

ア 現在の住居別 (図5)

「自宅」が87.0%で前年度調査より15.9ポイント増加した。次いで「仮設住宅」が6.6%、「親戚宅」が1.0%で、前年度調査よりそれぞれ9.6ポイント、2.1ポイント減少した。

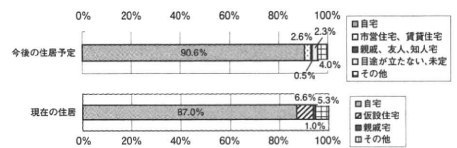
図5 回答者の内訳：現在の住居別



イ 今後の住居予定 (図6)

「自宅」が90.6%、「市営住宅、賃貸住宅」が2.6%、「親戚宅」が0.5%であり、「目的が立たない、未定」が2.3%であった。

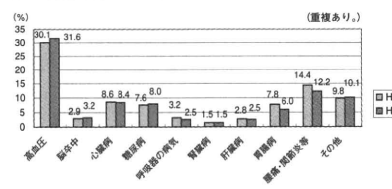
図6 今後の住居予定



③ 服薬の状況 (図9)

「服薬中」と回答した人は、「高血圧」での服薬が31.6%と最も多かった。服薬の状況は、前年度調査とほぼ同様となっている。

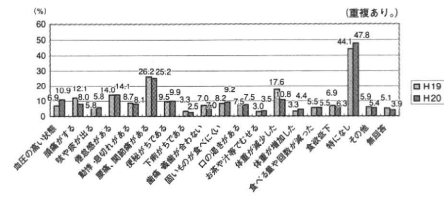
図9 服薬中と回答した者：疾患別



(3) 最近気になっている症状 (図10)

最近気になっている症状は、「腰痛・関節痛」が最も多く25.2%で、次いで「倦怠感」の14.1%であった。「特になし」と回答した人は、47.8%であり、前年度調査より若干増えた。

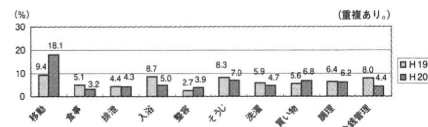
図10 最近気になっている症状



(4) 生活上の支障 (図11)

日常生活で支障や都合の悪いことがあると回答した動作は、「移動」が18.1%で最も多く、前年度調査と比べ、8.7ポイント増加した。次いで「そうじ」、「買い物」、「調理」が多かった。

図11 生活上支障ありと回答した者

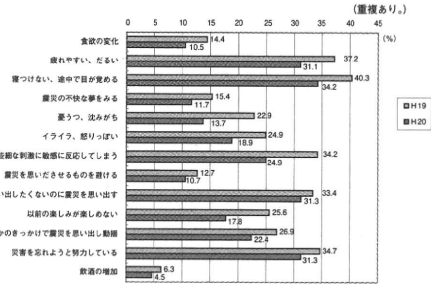


(6) ストレス等の状態

① ストレス等の状態 (図15)

最近2週間の状況では、「寝つけない、途中で目が覚める」と答えた人が34.2%と最も多く、次いで「思い出さしたくないのに震災を思い出す」、「災害を忘れようとして努力している」が31.3%が多かった。前年度調査と比べ、すべての項目において該当すると回答した人の割合は減少した。

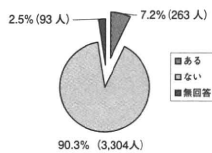
図15 最近2週間のストレス等の状態



② 専門家に相談・治療 (図16)

不安や眠れないなど、気分が落ち込みで、専門家に相談したり、治療を受けたことがある者は7.2% (263人) であった。

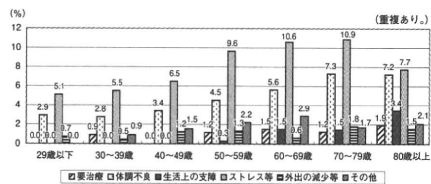
図16 専門家に相談・治療



③ 年齢階級別 (図19)

年齢が上がるに伴い、「ストレス等」、「体調不良」等による要支援者が増加するという傾向は、前年度調査と同様であった。

図19 要支援の内訳：年齢階級別

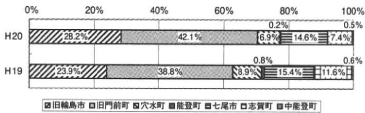


④ 市町別

ア 各市町の要支援者全体に占める割合 (図20)

各市町の要支援者全体に占める割合をみると、「旧門前町」が42.1%と最も多く、次いで「旧輪島市」が28.2%と多くなっている。

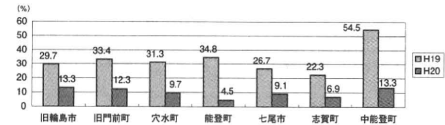
図20 要支援者の内訳：市町別



イ 市町別の要支援者の割合 (図21)

各市町の要支援者の割合をみると、前年度調査と比べいずれの市町も減少し、1割前後となっている。

図21 要支援者の割合：市町別



(7) 要支援の判定状況

支援の必要性について、調査を担当した保健師・看護師等が、次の基準に基づき判定した。

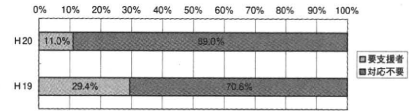
【要支援の判定とその基準】

Table with 2 columns: 判定の項目 (Criteria) and 判定の基準 (Criteria). Items include medical treatment, physical condition, life support, stress, and reduction of external factors.

① 要支援者 (図17)

要支援と判定された人(要支援者)は、11.0% (404人) で、前年度調査より18.4ポイント減少した。

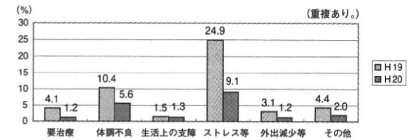
図17 要支援者の割合



② 要支援の内訳 (図18)

要支援と判定された項目別をみると、「ストレス等」により要支援と判定された者が9.1%と最も多いが、前年度調査と比べ15.8ポイント減少した。次いで「体調不良」の5.6%であった。

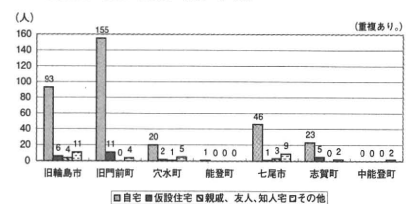
図18 要支援の内訳：項目別



ウ 現在の住居別 (図22)

「旧門前町」、「旧輪島市」の「自宅」での要支援者が155人、93人と多くなっている。

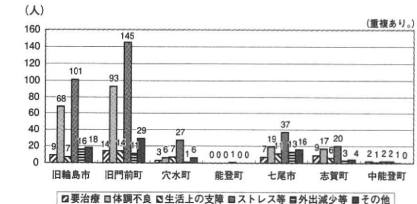
図22 要支援者の現在の住居別の内訳：市町別



エ 要支援の項目別 (図23)

「旧門前町」、「旧輪島市」で、「ストレス等」、「体調不良」による要支援者が多くなっている。

図23 要支援の項目別の内訳：市町別



(8) この1年間の健康教室参加、家庭訪問等 (図24、図25)

健康教室に参加したり、家庭訪問を受けた者は、15.5% (567人) であり、参加者等の内、6割強が「役に立った」と回答した。

図24 教室参加・家庭訪問

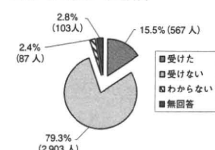
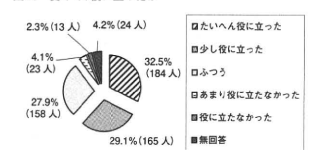


図25 受けて、役に立ったか



9 応急仮設住宅入居者の推移

Table showing the transition of emergency temporary housing residents from April 30 to September 21, categorized by city and ward.

Table showing the transition of emergency temporary housing residents from October 30, 2019, to May 20, 2020, categorized by city and ward.

Table showing the transition of emergency temporary housing residents from June 17 to November 18, categorized by city and ward.

Table showing the transition of emergency temporary housing residents from December 25, 2020, to March 3, 2021, categorized by city and ward.

10 全国からの受援状況

(1) 自衛隊からの受援状況

注) 担当部隊、担当課室については、平成20年4月1日以降の組織名で記述

Table detailing support from the Self-Defense Forces, including dates, units, and types of assistance provided.

Table detailing support from the Ministry of Defense, including dates, units, and types of assistance provided.

(2) 農林水産省からの受援状況

Table detailing support from the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, including dates, units, and types of assistance provided.

(3) 国土交通省からの受援状況

Table detailing support from the Ministry of Land, Infrastructure and Transport, including dates, units, and types of assistance provided.

Table with 8 columns: 要請日, 担当部署, 担当課室, 派遣要請機関, 要請人数, 要請内容, 派遣先, 派遣期間, 摘要. Rows include requests from various departments like 土木部, 環境部, 農林水産部, 健康福祉部, 警察本部, 農林水産部, 健康福祉部, 警察本部, 農林水産部, 健康福祉部, 警察本部, 農林水産部, 健康福祉部, 警察本部.

(6) 県外市町からの受援状況

Table with 8 columns: 要請日, 担当部署, 担当課室, 派遣要請機関, 要請人数, 要請内容, 派遣先, 派遣期間, 摘要. Rows show requests from 富山県射水市 and 富山県高岡市.

(4) 警察庁からの受援状況

Table with 8 columns: 要請日, 担当部署, 担当課室, 派遣要請機関, 要請人数, 要請内容, 派遣先, 派遣期間, 摘要. Rows show requests from 中部管区警察局, 中部管区警察庁, 中部管区警察局, 中部管区警察庁, 中部管区警察局, 中部管区警察庁, 関東管区警察局, 関東管区警察庁.

(5) 各都道府県からの受援状況

Table with 8 columns: 要請日, 担当部署, 担当課室, 派遣要請機関, 要請人数, 要請内容, 派遣先, 派遣期間, 摘要. Rows show requests from 大阪府, 京都府, 滋賀県, 東京都, 富山県, 富山県, 兵庫県, 福井県, 岐阜県警察(広域緊急援助隊), 福井県警察(広域緊急援助隊).

(7) 県内市町からの受援状況

Table with 8 columns: 要請日, 担当部署, 担当課室, 派遣要請機関, 要請人数, 要請内容, 派遣先, 派遣期間, 摘要. Rows show requests from 富山県富山市, 新潟県長岡市, 愛知県名古屋, 福井県福井市, 名古屋市, 富山県高岡市, 愛知県名古屋, 福井県福井市, 新潟県新潟市, 石川県消防広域援助隊, 小松市, 加賀市, 津幡町, 能美広域事務組合, 白山石川広域事務組合, 金沢市企業局, 小松市, 珠洲市.



要請日	担当部署	担当課室	派遣要請機関	延べ人数	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要	
3月25日	環境部	水環境創造課	加賀市	103	応急給水、水道施設復旧工事支援	輪高市、志賀町	3月25日～4月4日	水道法第40条災害救助法に基づく有償	
			かほく市	27	応急給水、水道施設復旧工事支援	輪高市	3月25日～4月5日	水道法第40条災害救助法に基づく有償	
			白山市	169	応急給水、水道施設復旧工事支援	輪高市、志賀町	3月25日～4月4日	水道法第40条災害救助法に基づく有償	
			能美市	20	水道施設復旧工事支援	輪高市	3月26日～4月4日	水道法第40条災害救助法に基づく有償	
			野々市町	92	応急給水、水道施設復旧工事支援	輪高市、志賀町	3月25日～4月4日	水道法第40条災害救助法に基づく有償	
			津幡町	10	応急給水、水道施設復旧工事支援	輪高市、志賀町	3月25日～4月4日	水道法第40条災害救助法に基づく有償	
			内灘町	22	応急給水	輪高市	3月25日～4月4日	水道法第40条災害救助法に基づく有償	
3月26日	環境部	水環境創造課	健康福祉部 健康推進課	金沢市	70	避難住民の健康管理、在宅被災者の家庭訪問など	輪高市	3月26日～4月29日	
			金沢市	30	下水道処理施設調査、応急対応	輪高市	3月26日～4月5日	限内下水道事業災害時における応援協定	
			小松市	21	下水道処理施設調査、応急対応	輪高市	3月26日～4月13日	限内下水道事業災害時における応援協定	
			珠洲市	12	下水道処理施設調査、応急対応	輪高市	3月26日～4月5日	限内下水道事業災害時における応援協定	
			加賀市	14	下水道処理施設調査、応急対応	輪高市	3月26日～4月5日	限内下水道事業災害時における応援協定	
			羽咋市	4	下水道処理施設調査、応急対応	輪高市	3月27日～3月28日	限内下水道事業災害時における応援協定	
			かほく市	10	下水道処理施設調査、応急対応	輪高市	3月28日～4月13日	限内下水道事業災害時における応援協定	
			白山市	17	下水道処理施設調査、応急対応	輪高市	3月26日～4月5日	限内下水道事業災害時における応援協定	
			能美市	17	下水道処理施設調査、応急対応	輪高市	3月26日～4月10日	限内下水道事業災害時における応援協定	
			野々市町	10	下水道処理施設調査、応急対応	輪高市	3月26日～4月5日	限内下水道事業災害時における応援協定	

要請日	担当部署	担当課室	派遣要請機関	延べ人数	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要		
3月26日	環境部	水環境創造課	津幡町	3	下水道処理施設調査、応急対応	輪高市	3月28日～4月5日	限内下水道事業災害時における応援協定		
			内灘町	10	下水道処理施設調査、応急対応	輪高市	3月26日～4月5日	限内下水道事業災害時における応援協定		
			宝達志水町	10	下水道処理施設調査、応急対応	輪高市	3月28日～4月13日	限内下水道事業災害時における応援協定		
			能登町	4	下水道処理施設調査、応急対応	輪高市	4月4日～4月5日	限内下水道事業災害時における応援協定		
			土本部	建築住宅課	金沢、小松、白川、加賀市	76	応急危険度判定	輪高市	3月26日～30日	石川県協議会規定
			3月27日	環境部	廃棄物対策課	金沢市	196	災害廃棄物運搬	輪高市	3月28日～4月15日
小松市	45	災害廃棄物運搬				輪高市	3月28日～4月15日	申し出		
珠洲市	28	災害廃棄物運搬				輪高市	3月28日～3月30日、4月10日～4月15日	申し出		
津幡町	4	災害廃棄物運搬				輪高市	3月28日～3月29日	申し出		
3月27日	環境部	健康福祉部 健康推進課	限内各市町(金沢市、輪高市、穴水町、志賀町、七尾市を除く)ただし、能登町は申し出	294	避難住民の健康管理、在宅被災者の家庭訪問等	輪高市、穴水町	3月30日～4月29日			
3月28日	環境部	廃棄物対策課	宝達志水町	28	災害廃棄物運搬	輪高市	3月28日～4月1日、4月10日～4月13日	申し出		
3月29日	環境部	廃棄物対策課	河北部市広域事務組合	10	災害廃棄物運搬	輪高市、穴水町	3月31日～4月1日、14～15日	申し出		
3月30日	総務部	地方課	珠洲市	20	県選出投票事務	輪高市選挙区	4月8日			
4月1日	総務部	地方課	金沢市、小松市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市	227	罹災証明調査	七尾市、輪高市、志賀町	4月3日～27日のうち20日間			
4月9日	環境部	廃棄物対策課	羽咋市	4	災害廃棄物運搬	輪高市	4月11日～12日	申し出		

(8) その他関係機関からの受援状況

要請日	担当部署	担当課室	派遣要請機関	延べ人数	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要
3月25日	健康福祉部	医療対策課	石川県県民ボランティアセンター	250	県災害対策ボランティア本部設置運営	県庁	3月25日～平成20年6月6日	石川県地域防災計画
			石川県社会福祉協議会	100	県災害対策ボランティア本部設置運営	県庁	3月25日～平成20年6月6日	石川県地域防災計画
			日本赤十字石川県支部	70	県災害対策ボランティア本部設置運営	県庁	3月25日～平成20年6月6日	石川県地域防災計画
			日赤石川県支部		医療救護	輪高市	3月25日～4月17日	災害救助法第24条第1項
			金沢大学附属病院		医療救護	輪高市	3月29日、30日、4月3日～5日、11日～13日、19日～21日、	
			金沢医科大学病院		医療救護	輪高市	3月25日、26日、4月2日、3日、9日～11日、25日～27日	
			国立病院機構金沢医療センター		医療救護	輪高市	3月28日、29日、4月5日～7日、13日～15日、21日～23日	
			珠洲市総合病院		医療救護	輪高市	3月31日、4月12日	
			公立宇津総合病院		医療救護	輪高市	3月30日、4月3日	
			公立能登総合病院	1315	医療救護	輪高市	4月1日、4日、5日、18日	
			国民健康保険志賀町病院		医療救護	輪高市	4月20日	
			町立富来病院		医療救護	輪高市	4月7日	
			公立羽咋病院		医療救護	輪高市	4月11日	
			金沢市立病院		医療救護	輪高市	4月1日、2日、17日～19日	
			公立松任石川中央病院		医療救護	輪高市	4月8日	
			能美市立病院		医療救護	輪高市	4月14日	
			公立つるぎ病院		医療救護	輪高市	4月15日	
小松市民病院		医療救護	輪高市	4月2日、16日				
(社)石川県医師会		医療救護	輪高市	4月14日、15日、21日、22日				

要請日	担当部署	担当課室	派遣要請機関	延べ人数	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要			
3月25日	健康福祉部	医療対策課	(社)能登北部医師会		医療救護	輪高市	3月31日～4月10日				
			環境部	廃棄物対策課	石川県橋造物産体協	97	災害廃棄物運搬	輪高市	3月28日～4月1日	申し出	
			道路整備課	(社)日本橋梁建設協会	100	鋼製橋梁の点検	羽咋市以北	3月25日～4月6日			
				(株)北都鉄工	18	鋼製橋梁の点検	羽咋市以北	3月26日～28日	申し出		
			奥能登土木総合事務所	(社)石川県建設コンサルタント協会、(社)石川県測量設計業協会、(社)石川県地質調査協会	26	被災道路の調査、復旧検討、急傾斜地調査、地すべり調査	羽咋市以北	3月25日～平成20年1月31日	災害時における応援協定に関する協定		
				中能登土木総合事務所	17	石川県建設業協会、(社)鳳輪建設業協会、(社)羽咋市建設業協会	7	応急復旧工事	七尾市、志賀町、中能登町	3月25日～9月28日	災害時における応急対策工事に関する協定
			奥能登土木総合事務所	(社)石川県建設業協会、(社)鳳輪建設業協会、(社)珠洲建設業協会	27	応急復旧工事	輪高市、珠洲市、穴水町、能登町	3月25日～6月29日	災害時における応急対策工事に関する協定		
				(株)土木研究所	4	被災状況調査、復旧工法の検討	七尾市、志賀町、穴水町	4月4日、6日、5月1日、8月28日			
				金沢工業大学	5	被災状況調査、復旧工法の検討	七尾市、志賀町、穴水町	3月26日、27日、4月4日、5月1日、8月28日			
				東京工業大学	3	被災状況調査、復旧工法の検討	七尾市、志賀町、穴水町	4月4日、5月1日、8月28日			
				金沢大学	6	被災状況調査、復旧工法の検討	七尾市、志賀町、穴水町	3月26日、27日、4月4日、6日、5月1日			
				(社)石川県建設業協会、(社)七尾鹿島建設業協会、(社)鳳輪建設業協会	44	応急復旧工事	七尾市、志賀町、穴水町	3月26日～7月31日	災害時における応急対策工事に関する協定		
			3月26日	健康福祉部	障害保健福祉課	石川県聴覚障害者協会、石川県聴覚障害者協会、石川県聴覚障害者協会、全日本ろうあ連盟ほか	170	障害者の安否確認	被災地各所	3月26日～3月30日、4月9日～4月13日	申し出

要請日	担当部署	担当課室	派遣要請機関	員人数	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要
3月26日	健康福祉部	健康推進課	(財)石川草成人病予防センター	12	避難住民の健康管理、住宅被災者等の家庭訪問等	輪島市	3月26日～3月29日	申し出
		廃棄物対策課	(社)石川県産業廃棄物協会	85	災害廃棄物運搬	輪島市、穴水町	3月31日～4月15日	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定
		環境部	水環境創造課	日本下水道事業団	53	下水道処理施設調査、応急対応	七尾市、輪島市、珠洲市、中能登町、穴水町	3月26日～4月13日
	水環境創造課		(社)地域資源循環技術センター	28	農業集落排水処理施設調査、応急対応	七尾市、輪島市、志賀町	3月26日～4月3日	申し出
			(株)中央設計技術研究所	38	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～4月13日	下水道事業災害時中ブロック応援ルール
			日本上下水道設計、(株)中部支社北陸事務所	38	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～4月13日	下水道事業災害時中ブロック応援ルール
	環境部	水環境創造課	(株)国土開発センター	38	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～4月13日	下水道事業災害時中ブロック応援ルール
			(株)日本海コンサルタント	38	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～4月13日	下水道事業災害時中ブロック応援ルール
			(株)東洋設計	38	下水道処理施設調査、応急対応	輪島市	3月26日～4月13日	下水道事業災害時中ブロック応援ルール
	農林水産部	森林管理課	(株)森林総合研究所	2	災害復旧工法の技術的指導	輪島市	3月27日～28日	申し出
	土木部	河川課ダム建設室	(株)ニューエック	6	ダムの詳細調査	八ヶ川ダム、小原ダム	3月29日～30日	申し出
		砂防課	石川県砂防ボランティア協会、石川県建設コンサルタント協会、石川県地質調査業協会、風輪・珠洲・七尾農漁・羽咋市建設業協会ほか	327	土砂災害危険箇所緊急点検	七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町	3月26日～3月30日	協定、申し出
			(株)土本研究	14	被災道路の調査、復旧検討	羽咋市以北	3月25日～4月14日	申し出
		道路整備課	金沢工業大学	5	被災道路の調査、復旧検討	輪島市	3月27日	石川県道路防災アドバイザー設置要綱
		建築住宅課	(社)石川県建設業協会、(社)石川県建築士事務所協会ほか	142	応急危険度判定	七尾市	3月26日～30日	石川県協議会規定

要請日	担当部署	担当課室	派遣要請機関	員人数	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要	
3月27日	健康福祉部	障害保健福祉課	日本精神科病院協会 石川支部、日本精神科病院協会北信越地区、石川県精神保健福祉士会、石川県精神保健福祉協会、金沢医科大学附設、金沢医療センター、能登総合病院、国立病院機構北陸病院、青森県、静岡県、兵庫県、和歌山県	450	こころのケアチーム派遣	輪島市	3月27日～4月29日	申し出	
			医療対策課	(社)石川県看護協会	68	輪島市立病院の看護支援	輪島市	3月27日～4月13日	申し出
		健康推進課	(社)石川県看護協会	159	避難住民の健康管理、住宅被災者の家庭訪問など	輪島市、穴水町	3月27日～4月30日	申し出	
		環境部	廃棄物対策課	藤ビルメンテナンステクニクス(株)	47	災害廃棄物運搬	輪島市	3月28日～4月1日	申し出
	農林水産部	水産課	(株)日本港湾コンサルタント(株)セック21ナチュラコンサルタント	24	災害漁港の調査、復旧検討	七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、中能登町	3月27日～3月29日		
			住宅金融支援機構北陸支店、(社)石川県地建物取引業協会、(社)日本建築業協会北陸支店、(社)石川県建築士会、(株)石川県建築住宅総合センター、(社)石川県建築士事務所協会	400	住宅の現地相談窓口開催	輪島市、穴水町	3月31日～4月29日(毎週土日)	いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク	
	3月28日	環境部	少子化対策課	子育て支援	75	産後母子、被災妊産婦のケア	七尾市、輪島市、志賀町、穴水町	3月29日～10月15日	
			廃棄物対策課	金沢市一般廃棄物事業協同組合 近畿工業(株)	98	災害廃棄物運搬等の無償提供	輪島市、穴水町	3月31日～4月1日、4月23日～6月27日	申し出
			農林水産部	森林管理課	石川県森林土木協会	680	県内治山施設の一斉点検	県内全域	3月28日～4月20日
	3月29日	健康福祉部	医療対策課	(社)石川県歯科医師会	54	医療救護	輪島市	3月29日、4月1日、8日	
環境部		廃棄物対策課	(株)タケエイ	48	災害廃棄物運搬	輪島市、穴水町	3月31日～4月5日	申し出	

要請日	担当部署	担当課室	派遣要請機関	員人数	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要	
3月29日	環境部	廃棄物対策課	大成建設(株)	64	災害廃棄物運搬	輪島市	3月31日～4月7日	申し出	
		水環境創造課	日本高速道路(株)金沢支社	30	応急給水	輪島市	3月30日～4月7日	水道法第40条、申し出	
	農林水産部	経営対策課	農土交流会(県OB)	26	ため池等農業施設点検、復旧検討	輪島市、志賀町、中能登町、穴水町	3月29日～4月6日	申し出	
		農業政策課	(社)石川県土地改良建設協会中能登支部・能登支部	60	土地改良施設(地すべり、海岸)の点検	中能登、奥能登管内	3月29日～4月6日	災害協定	
	土木部	営繕課	石川県震災診断等評定委員会	34	非木造建築物の被害、危険性調査	七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町	4月4日～4月5日	申し出	
		建築住宅課	(社)プレハブ建築協会	8	応急仮設住宅の建設	輪島市宅田町、山形町、能、道下地内、穴水町大町地内	3月29日～5月7日	法令、協定 普及型災害救助法第32条第1項第1号	
	3月30日	健康福祉部	医療対策課	(社)羽咋市医師会	12	医療救護	志賀町	3月30日、4月5日、11日、19日	
			長寿社会課	特別養老ホーム長寿園	42	社会福祉施設への職員派遣	輪島市、穴水町	3月31日～4月6日	申し出
				特別養老ホームこますけ	7	社会福祉施設への職員派遣	輪島市	3月31日～4月6日	申し出
				特別養老ホーム能登穴水聖園	14	社会福祉施設への職員派遣	輪島市	3月31日～4月6日	申し出
介護老人保健施設寿老園			3	社会福祉施設への職員派遣	輪島市	3月31日～4月6日	申し出		
介護療養型医療施設御田温病棟		5	社会福祉施設への職員派遣	穴水町	3月31日～4月6日	申し出			
土木部		道路整備課	金沢大学大学院	4	被災道路の調査、復旧検討	輪島市	3月31日	石川県道路防災アドバイザー設置要綱	
教育委員会		学校指導課	石川県臨床心理士会	12	被災児童の心のケア	輪島市立門前東小学校、同門前西小学校、同門前中学校	4月9日～13日、4月27日	スクールカウンセラー等配置要綱	
			石川県臨床心理士会	2	被災児童生徒の心のケアのための教員研修会講師	輪島市立門前東小学校、穴水町立穴水小学校	4月3日	申し出	
3月31日		健康福祉部	健康推進課	(社)石川県栄養士会	32	特別用途食品等の提供、避難所での食事指導など	輪島市	3月31日～4月11日	輪島市からの要請

要請日	担当部署	担当課室	派遣要請機関	員人数	要請内容	派遣先	派遣期間	摘要
4月1日	健康福祉部	長寿社会課	石川県老人福祉施設協議会、石川県老人保健施設協議会、石川県デイサービスセンター協議会、全国認知症グループホーム協会 石川県支部、石川県介護福祉士会、石川県ホームヘルパー協議会	239	避難所における高齢者支援	輪島市	4月2日～4月29日	申し出
		医療対策課	(社)石川県柔道整復師会	66	医療救護	輪島市	4月1日、29日	
4月2日	健康福祉部	長寿社会課	石川県介護支援専門員協会	66	介護認定調査への職員派遣	輪島市	4月10日～5月26日	申し出
	健康推進課	(社)富山県看護協会、(社)福井県看護協会	185	避難住民の健康管理、住宅被災者の家庭訪問など	輪島市	4月2日～4月29日	申し出	
4月3日	農林水産部	経営対策課	農業工学研究所	43	地滑り状況の調査及復旧に係る助言	輪島市、穴水町	4月3日～4月18日(随時)	申し出
		水産課	(社)石川県建設技術センター	450	被害状況調査、復旧工法技術指導	輪島市	4月3日～7月27日	
4月7日	土木部	砂防課	石川県砂防ボランティア協会	101	土砂災害危険箇所緊急点検	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	4月9日～4月13日	申し出
		健康福祉部	医療対策課	(社)石川県鍼灸マッサージ師会	76	医療救護	輪島市	4月8日、6月24日、7月29日、8月26日、9月16日、10月28日、12月2日、平成20年3月16日、4月13日、5月18日、6月29日
4月9日	環境部	廃棄物対策課	加賀市廃棄物協会	15	災害廃棄物運搬	輪島市	4月15日	申し出
		廃棄物対策課	(株)トスマック・アイ	13	災害廃棄物運搬	輪島市	4月14日～4月15日	申し出

Table with columns: 要請日, 担当部署, 担当部署, 派遣要請機関, 要請人数, 要請内容, 派遣先, 派遣期間, 摘要. Contains various requests for disaster relief and support.

11 ボランティアの活動状況

(1) 現地災害ボランティアセンターのボランティア受付活動人数

Table showing volunteer activity status at disaster centers. Includes sub-tables for '受付活動人数' (volunteer counts) and 'ボランティア活動状況' (activity status) with columns for date, location, and count.

(2) 輪島市災害ボランティアセンター輪島の活動内容

Table detailing activities at the Ishioka City Disaster Volunteer Center. Columns include date, time, location, and activity description.

輪島市災害ボランティアセンター輪島



(3) 輪島市災害ボランティアセンター門前の活動内容

Table detailing activities at the entrance of the Ishioka City Disaster Volunteer Center. Columns include date, time, location, and activity description.

輪島市災害ボランティアセンター門前



(4) 穴水町災害対策ボランティア現地本部の活動内容

Table with columns: 月日, 曜日, 人数, 活動内容. Lists various volunteer activities such as disaster relief, distribution of supplies, and community support from April to June.

Table with columns: 月日, 曜日, 人数, 活動内容. Continues the list of volunteer activities, including disaster relief and community support, with a total count of 3,391 people.

穴水町災害対策ボランティア現地本部



12 平成19年能登半島地震の検証結果を踏まえ今後推進すべき施策大綱

(平成20年2月、石川県震災対策専門委員会)

I 総括

平成19年3月25日(日)9時42分頃に発生した能登半島地震は、石川県観測史上初の震度6強を観測し、県政史上未曾有の大災害となり、初動対応や応急復旧対応が総じて順調に行われたことなどにより、全体として、被害が最小限にとどまり、比較的早期の応急復旧が図られたものと評価できる。

被害が最小限にとどまり早期応急復旧が図られた主要因
・ 発災日時、天候、地域性(人口密集地でない、コミュニティの絆)等の条件が重なったこと。
・ 県、被災市町、国の情報共有により、迅速な対応が図られ、被害の拡大を防止できたこと。

過疎化・高齢化が進んでいる能登の被災者の生活再建と被災地の一日も早い復旧・復興を念願するものであるが、同時に今回の地震の教訓を、今後の石川県の防災対策に活かす必要があることから、初動対応や応急復旧対応について、問題点を課題を洗い出すとともに、これまでの取り組み成果を活かされた点や、適切に対応できた点を含め、検証を行った結果、初動対応や医療救護活動など8つの分野別に推進施策を取りまとめた。

また、悪条件が重なった場合などの大規模地震災害に備えることが特に重要であることから、重点推進施策として以下の6つの施策に取り組みよう取りまとめた。

- ① 重要な施設や個人住宅の耐震化の推進
② 通信体制の充実強化
③ 災害時要援護者支援体制の強化
④ 自主防災組織の育成・充実
⑤ 防災教育・訓練の充実強化
⑥ 広域防災拠点の機能強化

近年、全国で大規模な災害が発生している中、能登半島地震においては、比較的最小限の被害にとどまったことから、検証に際してはよかつた面、課題となつた面、両面について、客観的な視点で評価できたものと認識しており、今回の検証結果と推進すべき施策を踏まえ、県地域防災計画(震災対策編)に反映させるなど、石川県や市町、防災関係機関、地域住民それぞれの立場で防災対策に活かしていくことが重要である。また、この施策大綱が、石川県内のみならず、全国の震災対策にも活かされることが期待される。

II 分野別推進施策

1. 初動対応

a 初動体制

地震発生直後に、国や市町、防災関係機関等との連絡、被害情報の収集・伝達等と迅速、的確な応急対策を図るには、初動体制の確立が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

(1) 災害対策本部等体制・・・危機管理監室、全部局、市町、防災関係機関

【初動体制計画の再点検】
消防機関の応援要請については、迅速な対応が可能な県内の広域応援隊に要請するとともに、手遅れとならないよう早目に全国的な応援要請に申し掛けるよう初動体制計画を再点検する。
【関係市町、団体との緊急連絡体制の強化と充実】
諸団体の応援要請活動の状況把握に手間取ったことから、関係市町、団体との緊急連絡体制を強化充実する。
【関係市町、団体との情報共有体制の強化、現地対策本部の機動的な運用】
関係市町、団体、災害対策本部との各種情報の相互連絡体制に支障を来したケースも見られたことから、情報共有体制の強化とともに、現地対策本部の機動的な運用を図る。
【防災関係機関の災害対策本部員会への参加】
初動対応に防災関係機関の情報共有が必要なことから、防災関係機関の参加を積極的に求め初動対応に必要な連携強化を図る。
【災害規模に応じた災害対策本部体制の強化】
災害対策本部機能の円滑な運営を図るため、災害対策本部運営支援班の設置や本部事務局委員の増強などにより、災害規模に応じた災害対策本部機能の強化を図る。
【停電・夜間時における緊急連絡体制の確保及び設備(自家発電機)の整備・点検】
停電に伴う通信不能により初動対応に支障を生じるおそれがあったことから、緊急連絡体制を強化すべく通信機器の自家発電設備を整備する。
【マスメディアに対する的確な情報提供体制の確立】
被災状況等の取材殺到により、災害急応対応に支障を来した面もあったことから、マスメディアに対する的確な情報提供体制を確立する。

(2) 連絡・被害状況把握体制・・・危機管理監室、関係全部局、市町、防災関係機関

【被害状況把握体制の確立】
情報の入りにくい被災直後では、通行規制措置などに時間を要した面もあったことから、初期の被害状況の把握に関する連絡体制の強化を図る。
【市町防災行政無線(VSAT)の活用】
被災市町が迅速に災害情報を収集することが困難であったことから、ヘリ映像等の外部からの被災情報を入手する重要な手段である市町防災行政無線(VSAT)の活用を図る。

b 災害情報の収集・伝達

県、市町及び防災関係機関は、適切な応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるため、相互に緊密な連携のもとに迅速かつ的確に被害情報の収集・伝達を行うことが重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

(1) 情報収集・・・危機管理監室、関係全部局、市町、防災関係機関

【孤立化が懸念される地区に災害に強い通信機器の確保】
孤立化が懸念される山間地集落等があったことから、当該地区には災害に強い通信機器を確保する。

【地区・町会ごとの情報収集体制の点検、整備】

避難所での情報収集だけでなく、地区・町会ごとの情報収集体制を点検し、必要な整備を図る。

(2) 情報共有・・・危機管理監室、関係全部局、市町、防災関係機関

【被害情報の把握・連絡体制の強化】
初動対応には、被害情報の収集と伝達・共有が重要であることから、正確かつ迅速な被害情報把握と連絡体制を強化する。
【被災市町における本庁と被災地区との情報連絡体制の強化】
被災市町における本庁と被災地区間の連携不足により、情報連絡に支障を来したケースが見られたことから、その体制強化を図る。

(3) 情報発信・・・危機管理監室、市町、防災関係機関

【地区・町会ごとの情報提供体制の点検、整備】
避難所での情報提供だけでなく、地区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。また、在宅被災者に対する情報提供も重要であることから、避難所以外における情報提供体制を確保する。

c 通信手段の確保

災害時には、電話の輻輳により連絡がつかないといった事態が生じないよう災害時優先電話の活用はもとより、その他の通信手段の確保が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

(1) 電話・・・危機管理監室、関係全部局、市町、防災関係機関

【衛星携帯電話の活用など通信手段の多様化】
電話の利用が制限され、情報伝達が困難な面もあったことから、衛星携帯電話の活用など通信手段の多様化を図る。
【災害時の優先電話の確保】
災害時の電話の利用制限を回避するため、防災関係機関・団体の優先電話を確保する。

(2) 防災行政無線・・・危機管理監室、市町

【防災行政無線の整備・充実】
防災行政無線等の未整備地区もみられることから、デジタル化対応を含め、整備・充実に努める。

(3) 通信手段の確保・・・危機管理監室、関係全部局、市町、消防本部、防災関係機関

【停電・夜間時における体制確保・点検】
一部の地域で防災行政無線の使用ができないケースが見られたことから、停電・夜間時における体制確保・点検を行う。
【既存防災拠点施設の耐震化】
既存防災拠点の設備(電話交換機)が転倒するなど地震対策がなされていないことから、設備を含めた防災拠点施設の耐震化を促進する。
【地震発生時に備えた通信手段の確保及び連絡・通信マニュアルの作成】
電話は災害時に規制を受けることを前提として代替通信手段を確保するとともに通信活用マニュアルの作成に努める。
【有線放送電話や同報系無線戸別受信機などの災害に強い通信手段の整備促進】
電気の復旧に併せて、有線放送電話での情報収集が有効であったことから、今後は、地域の実情に応じて有線放送電話や同報系無線戸別受信機など災害に強い通信手段の整備を促進する。
【119番通話回線の確保】
119番回線は支障なく救急要請に対応できたことから、今後も回線確保体制の拡充に努める。



## 2. 医療救護活動

## a 医療救護活動

災害時には、多くの負傷者の発生が予想されることから、県及び市町は医療機関等と緊密な連携を図り被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努めることが重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

- 連絡体制・・・健康福祉部、危機管理監室、市町、日本赤十字社、医師会、防災関係機関  
【関係機関の役割分担の明確化、現地調整機能の強化】  
医療救護に関する情報共有や連絡手段の一部混乱を生じた面があったことから、関係機関の役割分担の明確化、医療救護活動に係る現地調整機能の強化や関係者のミーティングなど情報の共有化を図る。
- 被害状況把握・情報共有・・・健康福祉部、危機管理監室、市町、日本赤十字社、医師会、防災関係機関  
【災害時優先電話番号など通信手段の確保・整備による迅速で正確な被害状況の把握と共有体制の確立】  
電話の通信制御により迅速な情報収集に支障を来した面があったことから、災害時優先電話番号などにより、迅速で正確な被害状況の把握や情報共有体制を確立する。  
【救護本部の立ち上げ及び運営に関する訓練等】  
被災地の救護本部において、応接の受け入れ等が初期段階において円滑に行われなかったケースも見られたことから、発災直後の救護本部の立ち上げ及びミーティングを含めた運営に関する訓練等を実施する。
- 活動・応援体制・・・健康福祉部、市町、日本赤十字社、医師会、防災関係機関  
【派遣医療機関との更なる連絡体制と現地における応援調整機能の強化】  
県内外からの医療機関等の応援に対し、現地の調整がスムーズにいかなかった面が見られたことから、DMATや派遣医療機関との更なる連絡体制と応援調整機能を強化する。  
また、大規模災害時における医療関係機関の広域的な応援体制の整備を図る。  
【保健師の派遣などの体制確立】  
健康管理チームと医療救護チームとの連携により、避難所における二次災害の防止が図られたことから、更なる体制整備を図る。  
【福祉・介護関係者との連携による救護体制の整備】  
地元住民の健康問題を平素から把握していたことにより、円滑な医療救護活動ができたことから、地元事情に明るい民生委員、介護支援専門員等が連携できる体制整備に努める。

## b 心のケア活動

被災者にとって被災後の不安は大きく、心のケア対策は、被害の大小にかかわらず重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

- 活動内容・・・健康福祉部、市町、日本赤十字社、医師会、精神科病院協会、精神保健福祉士会等  
【現地でのコーディネート機能及び連携体制の充実強化】  
避難所、仮設住宅での心身両面のケアの実施が効果的であったことから、現地でのコーディネート機能の強化を図るとともに、心のケアチームと医療救護活動チーム、健康管理チームが連携した支援体制の充実を図る。  
【災害時の心のケアに関する関係者の理解促進】  
現地の状況に応じた活動を行うためには、実務担当者や関係スタッフの役割が重要であること

## b 避難所対策

災害時には、避難所の迅速な開設と適正な環境維持と運営が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

- 避難所の選定・・・教育委員会、健康福祉部、危機管理監室、市町、防災関係機関  
【避難所の位置、規模（収容量）・設備内容のバランス等の調整検討】  
適正な避難所の確保が重要であることから、小学校の体育館などを活用している避難所の規模・収容量・設備内容について、地域バランスを含め、再点検を行う。  
【避難が長期化した場合の避難所の検討】  
避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、公営民間宿泊施設の活用の可能性も含め指定の再検討を図る。
- 避難所の運営・・・健康福祉部、危機管理監室、関係部局、市町  
【避難所運営マニュアルの策定】  
避難所での円滑な救護活動運営を図ることや自宅に留まっている被災者への適切な対応を図ることを盛り込んだ、避難所運営マニュアルを早期に策定する。  
【避難所運営（避難者の体調管理、避難者に配慮した対応等）の改善検討】  
生活不活発病等の発症予防対策が重要であったことから、要援護者の体調等に合わせた避難所内運営の更なる改善検討を図る。  
【自助・共助意識の普及啓発】  
避難所内で行政職員の手が取れすぎたことから、避難所が被災者や地域住民により自主的に運営されるよう、共助意識の醸成を図るとともに、ボランティアを有効に活用する。  
【自主防災組織による避難所運営】  
災害時に避難所の自主運営を行えるよう、自主防災組織に対する指導を強化する。
- 防疫・・・健康福祉部、市町  
【防疫指導（避難所の衛生管理・消毒、感染症対策等）の強化】  
避難所内において、感染性胃腸炎などの感染症の拡大を抑えることが重要であったことから、今後も、避難所の衛生管理・消毒、感染症対策指導の強化を図る。
- 避難所の施設環境・・・県民文化局、健康福祉部、危機管理監室、環境部、市町  
【要援護者に対する備蓄物資（避難所内洋式トイレ等）の整備】  
避難所内において、特に、高齢者向けに洋式トイレが不足していたことから、備蓄の強化を図る。  
【予備タンクとしての合併浄化槽の再利用】  
下水道の被災により、避難所内のトイレが使えない状況が生じたことから、非常時の予備として合併浄化槽の一時的な再利用などを検討する。

## 4. 被災者支援

## a 給水活動

被災者の生活維持を図る上で、必要不可欠な「水」の確保は重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

- 供給体制・・・環境部、企業局、市町  
【給水要請時の連絡体制の強化】  
被災市町からの給水要請情報に混乱が生じたことから、給水要請時の窓口を一元化し、連絡体制を強化する。

から、災害時における心のケアに関する研修の充実を図る。

- 活動・応援体制・・・健康福祉部、市町、日本赤十字社、医師会、精神科病院協会、精神保健福祉士会等

## 【専門家チームの派遣体制の充実強化】

県内外からの応援の申し出に戸惑うことなく、円滑に専門家による支援チームの派遣体制が確立できるよう、県外関係機関等を含めた協力・連携体制を構築する。

## 3. 避難対策

## a 災害時要援護者の安全確保

災害から高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要援護者を守るためには、自主防災組織等の協力を得ながら、迅速な安全確保を図ることが重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

- 避難計画・・・健康福祉部、危機管理監室、総務部、教育委員会、市町、防災関係機関  
【生活圏ごとの福祉避難所の受入れ体制の整備】  
高齢者や障害者は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を推進する。  
【避難支援計画の作成】  
市町での災害時要援護者の避難計画が未作成であったことから、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、要援護者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など災害時要援護者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成する。  
【地震防災マップ等の策定】  
市町での地震防災マップ（ハザードマップ）の作成が進んでいないことから、災害時要援護者の円滑な避難に資するためにも、防災意識の普及啓発及び災害時の必携書として、コミュニティ単位の防災・避難マップ（地震・津波・洪水・土砂災害）の作成を促進する。  
【災害時要援護者みまもりマップ（仮称）の作成】  
一部地域においてみまもりマップが有効に機能したことから、災害時要援護者みまもりマップ（仮称）を作成するよう努める。  
【専門分野の避難者の活用】  
地元事情に明るい医療救護・福祉関係の専門家の確保が、被害者救済に有効であることから、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。  
【学校等における地震防災マニュアルの作成】  
園児、児童及び生徒の安全確保を図るため、各学校において地震防災マニュアルを作成し、平素及び発災時の対応強化に努める。  
また、学校が避難所となった場合に、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な支援が図られるよう体制整備に努める。
- 避難所の施設環境・・・県民文化局、健康福祉部、危機管理監室、市町  
【要援護者に対する備蓄物資（洋式トイレ等）の整備】  
災害時要援護者向けの洋式トイレなどの外部調達が必要であったことから、避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要援護者に対する備蓄物資を拡充する。  
【災害時要援護者に配慮した避難所運営マニュアルの策定】  
市町における避難所運営マニュアルが未作成であったことから、避難所における円滑な救援活動を実施するため、災害時要援護者に配慮した避難所運営マニュアルを早期に策定する。

## b 食料供給

被災者の生活維持を図る上で、必要不可欠な「水」の確保は重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

- 供給体制・・・農林水産部、市町  
【民間給食業者や避難者の共助による食料調達】  
避難所生活の長期化に伴って副食の供給充実が必要となったことから、副食の配給については、民間給食業者や避難者の共助による食料調達方法を検討する。

## c 生活必需品の供給

災害時には、要援護者の生活必需品供給が必要であり、適正な需要把握と供給体制が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

- 備蓄物資・・・県民文化局、健康福祉部、農林水産部、危機管理監室、市町、防災関係機関  
【備蓄品目及び数量の充実】  
被災後は毛布などの備蓄物資に不足が生じたことから、流通備蓄の活用を含め、住民、市町、県の役割分担に即し、備蓄品目および数量を充実する。  
【災害時要援護者に配慮した備蓄の整備（粉ミルク、おかゆなど）】  
粉ミルクやおかゆ等、要援護者の多様な年齢層に応じた備蓄物資を準備する必要があることから、被災者に配慮した物資を備蓄する。  
【救援物資・・・県民文化局、健康福祉部、農林水産部、危機管理監室、市町、防災関係機関  
【救援物資の仲介方式の推進】  
全国からの救援物資をリスト化し、被災市町に仲介する方式の導入が効果的であったことから、受入れ調整窓口の一元化により、今後も、被災者が真に必要な物資が迅速、効率的に届く体制とする。  
【災害時における物資供給協定締結の促進】  
民間事業者からの物資調達や協力が大きなウエイトを占めたことから、大規模災害時における物資の調達に支障を来さないよう民間事業者との協定締結を促進する。

## d 応急危険度判定

被災建物については、余震による倒壊などの二次被害を防止するため、早急に居住可能か否かの応急危険度判定を実施することが重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

- 啓発・・・土木部、市町  
【応急危険度判定制度の住民への周知】  
応急危険度判定に対して、住民の理解が不足していたことから、危険度判定制度の住民への広報周知を行う。  
【有効期間の明確化の検討】  
余震によって応急危険度の内容に変動が生じたことなどから、応急危険度判定基準の明確化と併せ判定有効期間の明確化を図る。
- 実施体制・・・土木部、市町、関係団体  
【県と市町、関係団体との連携強化】  
応急危険度判定について、県と市町、関係団体との連携により円滑に対応できたことから、今後、平素からの連携強化により実施体制の確立を図る。

また、応急危険度判定業務に係る被災市町の職員の負担を軽減するため、出来るだけ民間関係団体の協力を得て判定業務を推進する。

#### 【継続的サポート体制の確保】

余震あるいは修理による応急危険度判定の変動に対応するため、判定に対する継続的なサポート体制を確保する。

### (3) 人員確保・・・土木部、市町、関係団体

#### 【応急危険度判定のための研修の実施】

地震発生後応急危険度判定のために建築士等必要な人員の配置を行い、円滑な対応ができたことから、今後とも、応急危険度判定士を養成するための研修を実施する。

### e リ災証明

リ災証明は、被災した事実の証明書として、各種の被災者救済施策の適用の基礎となるものであり、適正かつ円滑な調査体制が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

#### (1) 調査体制・・・危機管理監室、関係部局、市町、防災関係機関

##### 【調査体制・運用方法の確立】

リ災証明に関する調査および事務量が膨大であったことから、迅速なり災証明のための調査や発行事務の効率化を図るため、平素から、例えば、汎用性のある先進的な支援システムやGIS（地理情報システム）の活用・マニュアルの作成など調査・運用方法の確立に努める。

##### 【自治体間の支援体制の確立等によるリ災証明の調査要員及び発行事務要員の十分な確保】

発災時の調査及び発行事務量が膨大で時間を要することから、被災市町は被災していない自治体の協力などにより十分な体制確保を図る。

また、平素から自治体間の支援体制を確立するために協定などを締結する。

##### 【研修の実施】

リ災証明事務についての知識普及を図る手段として、平素から研修を実施するとともに、市町は積極的に参加するよう努める。

##### 【民間からの調査要員の確保】

迅速な調査体制を確保するために、委嘱方式などによる民間からの調査要員確保についても検討を進める。

### f 被災者生活再建支援

被災者の生活再建のために適正な支援制度の確立とその運用が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

#### (1) 周知・相談体制・・・危機管理監室、土木部、関係部局、市町、防災関係機関、関係団体

##### 【制度の周知】

被災時に支援制度を活用した早期再建を図るため、能登半島地震被災者への周知を含め、平素から、被災者生活再建支援制度、リ災証明制度及び災害救助法に基づく住宅応急修繕制度の周知に努める。

##### 【相談窓口（ワンストップ相談）設置の周知】

発災時には、被災者の円滑な住宅再建が進むよう、今後とも、関連情報の共有化を図りながらワンストップ相談窓口を設置し、その周知を図る。

##### 【関係団体との連携強化】

大工と建築士の二人一組での現地派遣が機能したことから、今後とも、関係団体との連携を強化し円滑な相談体制を図る。

##### 【災害規模等に応じた支援策の検討】

県・市町独自の支援策については、国の住宅支援制度や関連施策、災害規模・被災状況などを総

合的に勘案し、その都度速やかに要否等を検討する。

### g 応急仮設住宅の設置・運営

家屋を失った被災者の生活再建のために、仮設住宅の早急な確保が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

#### (1) 設置・・・土木部、市町

##### 【地域コミュニティや健康面に配慮した仮設住宅の設置】

地域の絆や健康面を重視した仮設住宅の設置が有効であったことから、集会所の配置を含め、地域コミュニティに配慮した仮設住宅の設置に努める。

##### 【建設地の事前選定】

地域ごとの仮設住宅建設地の選定に苦慮したことから、市町において、被災前に建設地の選定を図るよう促す。

#### (2) 運営・・・健康福祉部、土木部、市町

##### 【被災者の健康に配慮した運営体制の確保】

仮設住宅における健康相談窓口の設置など、心のケア対応が効果的であったことから、今後も被災者の健康に配慮した運営体制の確保に努める。

### h 義援金・物資

被災地に集まる義援金・物資について、適正な管理・運営や公平な配分が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

#### (1) 義援金・・・健康福祉部、日本赤十字社、市町

##### 【受入・配分マニュアルの作成】

発災直後から円滑な義援金の受入等を図る必要があることから、義援金の具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

#### (2) 義援物資・・・県民文化局、健康福祉部、市町

##### 【義援物資の受入・管理・配分窓口の一元化】

全国からの義援物資をリスト化し、被災市町に仲介する方式が効果的であったことから、今後とも、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

##### 【受入・配分マニュアルの作成】

義援物資の具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

### i 廃棄物、し尿の処理

被災後の廃棄物・し尿は、保健・衛生・安全対策上、適正な処理処分が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

#### (1) 廃棄物処理・・・環境部、市町、事業者

##### 【市町災害廃棄物処理計画の作成（災害廃棄物の仮置き場の選定含む）】

家屋除去に伴うがれき等の仮置き場の確保に苦慮したことから、各市町の災害廃棄物処理計画の作成を促進し、災害廃棄物の仮置き場の確保とともにごみ処理期間の短縮に努める。

### (2) し尿処理・・・環境部、市町、事業者

#### 【バキュームカーの確保のための広域的応援の整備】

し尿処理において、バキュームカーの活用により下水道の応急対応や避難所のし尿くみ取りに効果が見られたことから、今後は広域的な応援体制を確立し、その機能強化を図る。

## 5. ボランティア活動

### a ボランティア活動の支援

被災地におけるボランティア活動が迅速かつ効果的なものとなるよう支援体制を強化することが重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

#### (1) 活用方法・・・県民文化局、市町、防災関係機関

##### 【被災者ニーズの迅速な把握】

初期段階等においてボランティアの力が、被災者ニーズに迅速に対応しきれていない状況も見られたことから、被災者ニーズを迅速に把握する体制を確立し、受け入れ調整などに努める。

##### 【専門ボランティアなど機能的なボランティア活用の方策の確立】

一般ボランティアと専門ボランティアの役割分担により効率的な活動が期待される面が想定されることから、専門ボランティアの活用の方策を確立する。

##### 【災害ボランティア活動の理解促進のための広報の推進】

被災地では、ボランティアの支援活動に対する遠慮が働き、ボランティアの十分な活用が図られていない面が見られたことから、県民に対する災害ボランティア活動の理解促進のための広報活動を推進する。

#### (2) 受け入れ体制・・・県民文化局、市町、防災関係機関

##### 【災害ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上】

現場での受け入れについては、県が養成した災害ボランティアコーディネーターが機能したが、災害発生直後には、コーディネーターの人数及び対応等について課題がみられたことから、今後その養成に努めるとともに、更なる資質・技能の向上を図る。

##### 【ボランティアの現地受入体制の確立（輸送バスの活用、窓口の一元化など）】

県内外からの受け入れに輸送バスの運行と窓口の一元化が有効であったことから、今後はこうした取り組みを強化し、ボランティアの円滑な現地受け入れ体制を確立する。

##### 【ボランティア現地本部の運営体制の強化】

受け入れについて、県の養成した災害ボランティアコーディネーターが機能し、ボランティア現地本部の円滑な運営が図られたことから、今後とも災害ボランティアコーディネーターを核とした運営体制（受け付け体制を含む）の強化に努める。

#### (3) 連携体制・・・県民文化局、市町、防災関係機関

##### 【県ボランティア本部とボランティア現地本部との連携強化】

県内外からの受け入れに際し、県ボランティア本部とボランティア現地本部との連携が重要であることから、今後とも一層連携を強化し、さらに効果的なボランティア受け入れ体制を確立する。

#### (4) 安全対策・・・県民文化局、市町、防災関係機関

##### 【ボランティアの安全対策の確立】

ボランティア活動中の事故防止等への配慮が重要なことから、ボランティアへの健康管理・安全対策について、一層の強化を図る。

## 6. 公共インフラ・ライフライン対策

### a ライフライン施設の応急対策

ライフラインは、被災後の生活維持に不可欠な基盤であり、災害に強い施設としての拡充と迅速な復旧対策が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

#### (1) 応急復旧・・・土木部、市町上下水道事業者、ライフライン事業者

##### 【公共インフラの早期復旧対策の強化】

被災地において、住民生活に長期にわたり深刻な影響をもたらすような事態に至らなかったことから、今後ともライフラインの早期復旧対策の強化に努める。

##### 【上水道・下水道セットでの復旧】

被災地における上下水道の早期復旧が重要であったことから、今後とも広域的な業者輪番体制の確保など上水道・下水道セットでの早期復旧対策を強化する。

#### (2) 耐震化・・・環境部、農林水産部、土木部、企業局、市町、ライフライン事業者

##### 【ライフラインの耐震補強対策の強化推進】

ライフラインの耐震化が被害の軽減に有効であったことから、今後とも耐震補強対策の強化に努める。

### b 公共土木施設等の応急対策

孤立集落の解消や緊急輸送道路等の道路復旧等の迅速な対応と共に、公共施設の耐震化対策が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

#### (1) 応急復旧・・・土木部、農林水産部、市町、防災関係機関

##### 【孤立集落回避・緊急輸送道路確保のための代替道路等整備の促進】

代替道路の不足により、孤立集落が発生する危険が生じたケースも見られたことから、孤立集落回避・緊急輸送道路確保のための代替道路等の整備を促進する。

##### 【幹線道路の早期復旧対策の強化】

幹線道路の早期応急復旧が被災地の迅速な応急復旧に大きな効果があったことから、今後とも幹線道路の早期復旧対策の強化に努める。

#### (2) 耐震化・・・危機管理監室、土木部、農林水産部、企業局、教育委員会、市町、防災関係機関

##### 【公共土木施設等の耐震化の促進】

橋梁の耐震化により落橋被害が発生しなかったことから、今後とも必要な公共土木施設等の耐震化を促進する。

##### 【防災拠点施設の一部の耐震化促進】

災害対策応急活動施設や避難所となる公共建築物の耐震化が有効であったことから、今後とも防災拠点施設の耐震化を促進する。

#### (3) 安全対策・・・土木部、農林水産部、市町、防災関係機関

##### 【無人建設機械の導入】

災害応急復旧に際して、無人建設機械の活用が有効であったことから、今後とも必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図る。

## c 文化財対策

被災した文化財等について、適切な修復支援、保全対策が重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

## (1) 保護対策・・・県・市町教育委員会

## 【文化財の保全対策、修復支援方法の確立】

民間団体の協力による文化財の価値診断、搬出、一時保管等が有効であったことから、今後民間団体等の協力により、文化財の修復・保全など、災害時における文化財保護体制の確立を図る。

## 7. 防災教育・訓練

## a 防災教育・訓練

混乱した状況での的確な防災活動のためには、住民等においても防災関係機関においても、日頃から防災についての正確な知識をもつための教育を継続的に実施することが重要である。  
また、防災訓練に参加し、災害を想定した場面を経験することによって防災意識を高め、災害時における実践的対応力を強化することが重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

## (1) 防災教育の促進・・・危機管理監室、土木部、教育委員会、市町、防災関係機関

## 【地震災害等危険度の啓発と防災意識の醸成】

地震防災・避難マップ等を活用し、地域の地震災害等の危険度の理解促進等と防災意識の醸成を図る。

また、初等教育から社会人学習まで、地域の自然災害環境とそれへの対応について定期的な学習、啓発機会提供の促進を図る。

## 【自助・共助意識の啓発】

大規模災害が発生した場合は、公的機関の救助までには一定の時間を要することとなるが、今回の地震では、地域の共助意識が高く、救援活動を円滑に進めることができたことから、「自らの命は自らで守る」という「自助」や、「地域の安全は、地域ぐるみで確保する」という「共助」の重要性を理解してもらうため、パンフレットの活用や研修会の開催など、自助・共助意識の啓発を図る。

## 【個人住宅の耐震化等の啓発】

木造老朽住宅や耐震化未実施の住宅の被害が多く見られたことから、個人住宅の耐震化を促進するため、耐震診断の実施と併せて耐震化意識の啓発を推進する。

また、食器棚や食器類等の転倒及び落下による負傷者が多かったことから、食器棚や家具等の転倒・落下防止策の普及啓発を推進する。

## 【地震保険への加入促進】

個人住宅再建が被災地復興の重要課題となったことから、自力再建に重要な役割を果たす地震保険について住民に周知し、加入促進を図る。

## (2) 防災訓練の充実・・・危機管理監室、市町、防災関係機関、事業所

## 【様々な地震を想定した質の高い防災訓練の実施】

平素の真剣な訓練が役に立ったことから、県民の防災意識の高揚（自助・共助意識の普及啓発）に繋げることを目的として、能登半島地震の教訓を踏まえた質の高い防災訓練の実施に努める。

## 8. 自主防災組織

## a 自主防災組織の育成・強化

地域コミュニティにおける住民同士のつながりは、災害時等の共助の基礎である。従来の地縁的なコミュニティの崩壊や、過疎化が進みコミュニティの維持が難しくなっている地域がある。  
このため、従来のコミュニティや新たな地縁的なコミュニティにおける地域住民主体の自主防災活動への取り組みを推進していくことが重要であることから、以下の施策を推進する必要がある。

## (1) 自主防災組織・・・危機管理監室、市町、防災関係機関、事業所

## 【自主防災組織の育成（組織化の促進）】

防災訓練が、実際の災害において円滑な避難に結びついたことから、住民による自主的な避難訓練等の防災活動が、より多くの地域で取り組まれるよう「自主防災組織」の組織化に努める。

## 【自主防災組織のリーダー育成】

自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を良く理解したリーダーの存在が重要であることから、例えば、地域から推薦された者や企業の防災担当者が防災士の資格を取得し、地域、企業の防災リーダーとして活動できるような自主防災組織の人材育成に努める。  
【自主防災組織の活動支援】

風水害、土砂災害、地震災害など多種多様な各種災害の特徴に対応した的確な自主防災活動が重要であることから、平素における自主防災組織の活動に対する支援に努める。

## Ⅲ 重点推進施策

○能登半島地震は、幸運な条件も加わり、火災発生も無く比較的避難・救助活動が円滑に実施でき、被害も最小限に留めることができたが、悪条件が重なった場合には、大きな被害となる可能性もある。

○したがって今後、重点的に推進すべき対策や方向を考える場合には、  
・県民の生命、身体、財産の被害を最小限におさえるため、悪条件が重なった場合など大規模地震災害に備えた取り組みの強化が必要である。  
・また、取り組みに際しては、防災上、特に重要な分野について、重点的に推進することが肝要である。

○このため、石川県においては、以下の6つの分野について、今後重点的に施策を推進し、大規模地震災害に備えた取り組みを強化する必要がある。

## 【重点推進施策】

## ① 重要な施設や個人住宅の耐震化の推進

- ・防災拠点施設の耐震化
- ・公共インフラ・ライフラインの耐震化
- ・民間住宅の耐震化 など

## ② 通信体制の充実強化

- ・災害に強い通信手段の確保（災害時優先電話、衛星携帯電話、防災行政無線）など

## ③ 災害時要援護者支援体制の強化

- ・避難支援計画や地震防災マップの作成
- ・避難所、仮設住宅における心身両面のケア等の配慮 など

## ④ 自主防災組織の育成・充実

- ・未組織地域の組織化推進
- ・リーダー育成等による体制強化 など

## ⑤ 防災教育・訓練の充実強化

- ・自助・共助意識の啓発
- ・質の高い訓練
- ・防災研修（支援制度等） など

## ⑥ 広域防災拠点の機能強化

- ・大規模な広域地震災害時に対応できる広域防災拠点の確保（現地災害対策本部機能、救護物資備蓄機能など）

## 石川震災対策専門委員会について

## 1 設置趣旨

平成19年能登半島地震に係る初動対応や応急復旧対応を検証し、今後必要な対策を取りまとめ、現行の石川県地域防災計画（震災対策編）等に反映させ、今後の本県の防災対策に活かすため石川県防災会議のもとに設置

## 2 委員構成

委員名	所属	備考
小川 純	石川県医師会理事	
橋 屋 幸 蔵	石川県危機管理監	副委員長
北 浦 勝	金沢大学大学院自然科学研究科教授	
北 浜 雅 子	輪島市地域包括支援センター長	
北 村 裕 一	日赤防災ボランティアリーダー	
重 川 希 志 依	富士常葉大学大学院防災研究科教授	
谷 口 寛	輪島市総務部長	
照 田 賢 隆	(財)石川県建築住宅総合センター理事長	
林 一 美	石川県立看護大学准教授	
平 松 良 浩	金沢大学大学院自然科学研究科准教授	
室 崎 益 輝	消防庁消防研究センター所長	委員長
森 山 博	奥能登広域圏事務組合消防長	
オブザーバー	所属	備考
五十嵐 祥 二	内閣府（防災担当）災害応急対策担当参事官補佐	
小 川 信 一	国土交通省北陸地方整備局企画部 防災対策官	
志 田 文 毅	総務省消防庁防災課災害対策官	

## 3 検討・とりまとめ経過

- ・平成19年 5月28日 石川県防災会議において震災対策専門委員会の設置承認
- ・平成19年 8月 7日 第1回震災対策専門委員会開催
  - 1 能登半島地震の被害及び県等の対応状況
  - 2 能登半島地震に係る初動対応及び応急復旧対応の検証等
- ・平成19年11月 1日 第2回震災対策専門委員会開催
  - 1 能登半島地震に係る問題点・課題点等の整理
  - 2 能登半島地震に係る今後取り組むべき対策や方向
- ・平成20年 1月29日 第3回震災対策専門委員会開催
  - 1 能登半島地震を踏まえて今後推進すべき施策の大綱

13 能登半島地震復興プラン(平成19年10月)(抜粋)
~持続可能な能登の再生と創造を目指して~

第I章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

県政史上未曾有の大震災となった「能登半島地震」について、被災地や被災された方々の個々のニーズを踏まえながら、既存の制度や新たに創設された二つの基金を活用し、地元市町とも連携の上、復旧・復興に向けた施策を総合的、網羅的に進めることにより、一日も早く被災地の復旧・復興がなされるよう、この計画を策定しました。

2 計画の性格・役割

- (1) この計画は、被災者の生活再建や中小企業の再建を最重点課題に、被災した住家、地域の共用施設、被災店舗、公共土木施設の復旧等、生活や産業の再建の基礎となる事業を施策の中心に置き策定した、現段階における「復旧・復興に向けた第1次計画」です。
(2) また、この計画に盛り込まれた施策は、過疎化、高齢化が著しい地域における復旧・復興に向けたものであることから、今後の過疎地域振興のリーディングケースとなります

3 計画期間

- (1) 被災された方々が一日も早く生活の不安を解消し、元気を取り戻すことができるよう、短期間に集中的に事業を実施することが必要です。
そのため、計画期間は、平成19年度を初年度とし、平成23年度を目標年次とする5年間とします。
(2) なお、毎年度、計画内容を検討し、必要に応じて見直しを図ります。

第II章 復旧・復興の基本的な考え方

1 復旧・復興に向けての課題

能登地域は、変化に富んだ海岸線や日本の原風景とも言える素晴らしい自然景観、豊かで美味しい海の幸や「いしり」など独特の食文化、能登キリコ祭りなどの古くから地域に伝わる風習、伝統的な街並みなど、他に誇ることの出来る地域資源の豊富な地域です。
しかしながら、人口について見ると、過去において、能登地域は県内でも大きな減少率を示してきており、人口減少時代に突入し、今後、さらに大きな減少が見込まれます。
高齢化率について見ると、2015年には、県平均の27.3%に対し、中能登地域で35.0%、奥能登地域で44.0%になると推計されています。
また、もともと有感地震の少ない地域であり、建物構造上、雪に対する備えはあっても、地震に対する備えが十分ではないといった事情もありました。
このように、過疎化、高齢化が著しい能登半島において発生した今回の地震については、直接的被害はもちろんのこと、地震を契機とした働くことへの意欲の減退や廃業、地域コミュニティの崩壊、地域固有の文化の喪失など、地域の存続にも関わるような様々な影響が懸念されます。

2 復旧・復興の基本的視点

- このような様々な課題を踏まえた場合、
① まずは、高齢者等が住み慣れた地域で安全・安心な暮らしを再建できることが何よりも重要です。
② また、能登の風土に根ざした特色ある産業の再建・復興により、地域経済の活性化を図り、
③ さらに、地域コミュニティの再生により、長年にわたり暮らしや産業により形成されてきた「能登らしさ」を象徴する有形・無形の貴重な地域資源を次代に継承するなど、持続可能な地域づくり・地域振興を図るといった視点も大切でです。

3 復旧・復興の目標

これら3つの基本的視点に基づき、地元市町や企業・民間団体とも連携の上、施策を展開することにより、能登地域が震災発生前にも増して「元気な能登」に生まれ変われるよう

持続可能な能登の再生と創造

を目指します。

第IV章 新たに造成された2基金の考え方

能登半島地震復興基金

- 1 基本的な考え方
(1) 被災地においては、能登半島地震により、被災者の生活や農業をはじめとした産業が破壊されており、復興を速げるためには、個人や地域、集落等の負担が大きく、既存の制度のみでは対応が困難であることから、行政の直接執行を補完し、現行制度のすき間を埋めるものとして、機動的にきめ細かい対応が必要とされるものについては、復興基金を活用するものとする。
(2) そのため、復旧・復興にあたっては、既存制度があるものはまず制度で対応し、制度内の行政負担の軽減は原則として復興基金の対象外とする。
(3) また、基金事業は、団体・民間等が事業主体となることを基本とする。
2 事業
(1) 住宅・生活再建支援事業
被災者の個人住宅の再建支援、自力再建困難者への支援、教育・福祉・医療基盤の再建の支援など、過疎化、高齢化が著しい地域において、地域の再生にあたって必要かつ最低限の基盤となり、行政が進める施策の方向性に適合するものへの支援の実施
(2) 農業等の産業復興支援事業
農業等の基盤整備、農業等の経営再建の支援など、被災者の生活を支える産業の復興に資する支援の実施
(3) 地域振興支援事業
地域コミュニティ活動の支援、地域コミュニティ施設の再建支援、まちづくり支援、地域資源の発掘・再生・保存・活用支援など、当面の復旧だけではなく、被災地の真の復興に向けて、地域全体の再生に資する取り組みへの支援の実施 など

能登半島地震被災中小企業復興支援基金

- 1 基本的な考え方
(1) 輪島塗、酒造業、商店街については、①産業・業種全体が甚大な被害を受けたこと、②被災した建物・設備が事業の継続に不可欠であること、③経営基盤の弱い小規模企業者の割合が大きいことなどから、業種・産業そのものが衰退しかねない状況にあり、地域の活力が大きく損なわれる恐れがあるため、被災中小企業復興支援基金を活用し、思い切った支援を行う。
(2) また、これ以外の業種・産業についても、販路開拓などの中小企業の意欲ある取り組みに対する支援や、風評被害の払拭、本県への誘客促進を図るための事業への支援を行う。
2 事業
(1) 激甚被災中小企業復興計画支援事業
大きな被害を受け、放置すれば消滅するおそれのある業種である輪島塗、酒造業、商店街に対する重点支援
(2) 能登半島地震対策融資、政府系金融機関の利息・保証料補助
激甚災害指定地域の建物が全半壊した企業が復旧資金を活用する場合に、5年間の利息、保証料全額補助
(3) 産業復興販路開拓等支援事業
被災した地域の商工会議所・商工会・組合・個々の中小企業者等が実施する販路開拓事業等への助成
(4) 風評被害払拭・誘客促進観光キャンペーン事業
能登半島地震による風評被害の払拭と本県への誘客促進を図るための事業等への助成 など

第V章 事業計画

■ 安全・安心な暮らしの再建

【施策の方向性】

被災者が生活再建の見通しを立てられるよう、まずは、住まいの確保に向けて、被災者の事情に応じた支援施策に取り組みます。その際には、地域のコンセンサスを踏まえ、安全・安心で景観にも配慮した生活再建を推進します。

【基本施策】

1 生活の再建

(1) 住宅の再建支援

① 住宅の自力再建への支援

- 住宅は、被災者の安全・安心な暮らしの再建にとって不可欠であり、また、地域再生の基盤でもあることから、被災者が、地域の居住を大切にしながら、住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、できる限り従前の地やその近くでの住宅の自力再建・改修を促進します。

【事業概要】

Table with 3 columns: 事業名, 事業主体, 事業内容. It lists various reconstruction support programs such as '被災者生活再建支援事業', '住宅再建総合相談・派遣事業', and '自立支援型リフォーム推進事業'.

② 自力再建が難しい方への支援

- 住宅の自力再建が困難な高齢者等に対しては、住み慣れた地域において良質な住まいを適時に供給するため、既存の国庫補助制度を活用した地元市町が実施する公営住



宅等の整備を促進するとともに、民間賃貸住宅への入居支援を行います。

【事業概要】

Table with 3 columns: 事業名, 事業主体, 事業内容. Includes items like 災害公営住宅整備事業, 小規模住宅地区等改良事業, 被災者生活再建支援事業 (再掲), 民間賃貸住宅入居支援事業 (復興基金).

(2) 安全・安心な生活支援

① 被災者の心身の健康づくり

- 高齢化の進行が著しい地域であり、独り暮らし世帯も少なくなく、閉じこもりや運動不足による生活不発病が懸念されることから、高齢者が地域とつながりができるだけ維持しながら、孤立せず、生きがいを持って暮らせるよう、様々なサポートを行います。●また、慣れない環境での生活が長期化することによる健康阻害のおそれもあることから、健康保持等の施策を推進します。

【事業概要】

Table with 3 columns: 事業名, 事業主体, 事業内容. Includes items like 老人クラブ補助金, 高齢者いきいきサロン設置事業, こころと体のケアの推進, スクールカウンセラー派遣事業, 仮設住宅生活援助員設置事業.

② 社会福祉・医療施設等の復旧支援

- 被災者が安心して福祉・医療サービスを受けられるよう、被災した社会福祉・医療施設等の復旧に対する支援を行います。

【事業概要】

Table with 3 columns: 事業名, 事業主体, 事業内容. Includes items like 社会福祉施設等災害復旧支援事業 (復興基金), 医療施設等災害復旧支援事業 (復興基金).

③ 良好な生活環境の整備推進

- 被災者は、住宅や生活必需品の被災をはじめ、身体的な被害、健康障害等により、経済的に大きなダメージを受けています。このため、被災世帯の当面の生活の安定化を図るとともに、応急仮設住宅での生活支援を行います。

【事業概要】

Table with 3 columns: 事業名, 事業主体, 事業内容. Includes items like 被災者生活再建支援事業 (再掲), 応急仮設住宅維持管理事業 (復興基金), 生活福祉資金特別貸付無利子化事業 (復興基金), 母子家庭福祉資金住宅資金等無利子貸付事業 (再掲), 地域水道施設等復旧事業 (復興基金), のと鉄道災害復旧支援事業 (復興基金).

④ 教育機会の確保

- 地域づくりに不可欠な人づくりにとって、学校教育の果たす役割は大きいことから、被災した児童・生徒への教育機会の確保を図るために、教育施設の早期復旧や授業料等の減免等の支援を行います。

【事業概要】

Table with 3 columns: 事業名, 事業主体, 事業内容. Includes items like 県立学校災害復旧事業, 私立学校施設等災害復旧支援事業 (復興基金).

Table with 3 columns: 事業名, 事業主体, 事業内容. Includes items like 石川県育英資金, 県立高等学校授業料の減免, 私立学校授業料等減免補助金, 県立大学授業料等減免.

⑤ 雇用の安定

- 地震により職を失った方の再就職支援については、それぞれの職業に必要な基礎的知識と技術を習得することが不可欠であるため、被災職業者の再就職活動支援のための職業訓練等を実施します。

【事業概要】

Table with 3 columns: 事業名, 事業主体, 事業内容. Includes items like 若者女性しごと情報運営委託費, 職業者等高度人材養成推進事業.

⑥ 防災機能の強化充実

- 災害がいつ、どこで起きても、迅速かつ的確に対応できるよう平素から備え、万全にしておくことが極めて大切です。このため、今回の能登半島地震の対応について十分検証し、その教訓を踏まえ、地域防災計画に反映させることにより、県の今後の防災対策に活かします。●地震発生時に、災害情報を的確に住民に伝えることは、大変重要なことであります。このため、今回の地震において、災害情報の伝達について問題がなかったかをよく検証するとともに、必要な情報通信基盤の整備を促進します。

【事業概要】

Table with 3 columns: 事業名, 事業主体, 事業内容. Includes items like 地域防災対策強化事業, 防災行政無線整備事業, 移動通信用鉄塔施設整備事業, 移動通信用鉄塔地方単独整備支援事業, 公共施設等耐震化事業, 住宅建築物耐震化促進事業.

Table with 3 columns: 事業名, 事業主体, 事業内容. Includes items like 医療施設耐震化促進事業, 医療施設耐震化整備事業, 災害時の緊急避難円滑化事業 (総合減災対策事業), 災害対策予防事業, 災害ボランティア支援.

【基本施策】

2 生活基盤の復旧・整備推進

① 道路、河川等の復旧・整備推進

- 大きな被害が生じている道路、河川については、原形復旧を基本とし、特に甚大な被害があった道路等の被災箇所については、バイパスを設けるなどにより、被災者の住宅再建や産業再建に支障が生じないよう、早急に本格復旧を進めます。また、災害に強い道づくり、川づくりを進め、地域の防災力の向上を推進します。

【事業概要】

Table with 3 columns: 事業名, 事業主体, 事業内容. Includes items like 有料道路災害復旧事業, 土木施設災害復旧事業, 災害関連緊急道路改良事業, 街路整備事業 (街路事業), 災害に強い道づくり事業 (橋りょう補修事業), 河川・海岸整備事業 (広域河川改修事業), 農業用施設災害復旧事業.

事業名	事業主体	事業内容
53 林道災害復旧事業	県、市町、森林組合	森林の適正な整備を推進するため、地震により被災した林道の復旧

② 土砂災害防止施設等の復旧・整備推進

- 土砂災害の復旧については、復興の基礎となる安全・安心な生活空間を確保するため、早期の完了を目指し事業を推進します。
- また、土砂災害防止施設の整備を進め、土砂災害に強い地域づくりを推進します。

【事業概要】

事業名	事業主体	事業内容
54 土砂施設災害復旧事業(再掲)	県、市町	被災した砂防施設等の復旧
55 総合土砂災害対策施設整備事業(通常砂防事業)(災害緊急砂防事業)(地すべり対策事業)(災害緊急地すべり対策事業)(急傾斜地崩壊対策事業)(災害緊急急傾斜地崩壊対策事業)	県	自然がけの崩壊、地すべり、土石流等により人家・公共施設等に被害を及ぼす地区での土砂災害防止施設の整備
56 公共土木施設災害復旧事業(治山・地すべり)	県	被災した治山・地すべり防止施設等の復旧
57 治山事業(復旧治山事業)(予防治山事業)(災害緊急治山事業)(災害緊急地すべり防止事業)(林地保全緊急対策事業)(完備地復旧事業)	県、市町	山崩崩壊、地すべり、土石流等により人家・公共施設等に被害を及ぼす区域での治山施設の整備

③ 空港、港湾、漁港の復旧・整備推進

- 空港、港湾、漁港の復旧については、物流・交流の拠点として早期の完了を目指します。

【事業概要】

事業名	事業主体	事業内容
58 能登空港施設災害復旧事業	県	被災した滑走路、誘導路、駐車場等の空港施設の本復旧工事の実施
59 港湾災害復旧事業	県、市町	被災した港湾施設の復旧
60 公共土木施設災害復旧事業(漁港)	県、市町	被災した漁港及び漁港海岸施設の復旧

④ 上下水道の復旧・整備推進

- 住民の日常生活や産業活動に不可欠である上下水道の復旧については、耐震性を高め、早期の完了を目指します。

【事業概要】

事業名	事業主体	事業内容
61 水道施設災害復旧費国庫補助事業	市町	被災した水道施設(給水施設は除く)を原形に復旧する経費への助成
62 水道水源開発等施設整備費(ライフライン機能強化等事業費)国庫補助事業	市町	市町水道事業者が実施する配水池容量の増及び緊急浄水弁等緊急給水拠点確保事業、構築物耐震化事業に要する経費への助成
63 簡易水道等施設整備費(生活基盤近代化事業)国庫補助事業	市町	市町が実施する簡易水道施設の増補改良事業及び基幹的施設改良事業(耐震化)に要する経費への助成

【事業概要】

事業名	事業主体	事業内容
74 ソフト事業への助成(輪島港務(酒造業)) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(輪島港務、酒造業)	復興委員会が策定した復興計画に基づく共同ソフト事業に要する経費への助成
75 「がんばれ能登半島」産業復興振興局、情報発信事業 [被災中小企業復興支援基金]	県、市町、業界団体等、(財)石川県産業創出支援機構、県内企業	風評被害を含め多大な被害を受けた能登地域の産業活動を取り戻すため。 ①国内外で開催される展示会・商談会 ②魅力的な地場産品・観光資源のブランド化 ③リアルタイムでの情報発信、イメージアップ戦略など、販路開拓に要する経費への助成等
76 被災中小企業の商品開発・販路開拓支援事業費 [被災中小企業復興支援基金]	(財)石川県産業創出支援機構	震災により新商品の開発や販路開拓に取り組むことが困難になった事業者に対し、事業計画の策定や専門家の派遣等に要する経費への助成等
77 政府系金融機関の利子補給 [被災中小企業復興支援基金](再掲)	(財)石川県産業創出支援機構	政府系金融機関が行う蓄積指定による特別融資を受けた災害被災者に対する利子補給

(2) 商店街の復興支援

① 商店街の復旧支援

- 街づくりの中核をなし、地域住民の日常生活を支える商店街について、個々の商店の一日も早い復旧を支援するとともに、地域の顔としての商店街の機能の維持・再生を図ります。

【事業概要】

事業名	事業主体	事業内容
78 復興委員会開催費(商店街) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(商店街)	復興委員会が行う、復興に向けた今後5年間の復興計画策定に要する経費への助成
79 個別企業の事業用施設設備復旧助成費(商店街) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(商店街)	復興委員会が策定した復興計画に基づいて、被災した施設の更新又は修繕に要する経費への助成
80 仮設店舗設置助成費(商店街) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(商店街)	復興委員会が策定した復興計画に基づいて実施する、被害を受けた事業者等による仮設店舗設置に要する経費への助成
81 共同施設の整備・復旧助成費(商店街) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(商店街)	復興委員会が策定した復興計画に基づいて実施する、商店街の共同施設の整備・復旧に要する経費への助成
82 保管庫(作業所・店舗・倉庫を含む)借上費助成費(商店街) [被災中小企業復興支援基金](再掲)	復興委員会(商店街)	復興委員会が策定した復興計画に基づく損壊代替施設の借上等に要する経費への助成
83 能登半島地震支援対策助成費 [被災中小企業復興支援基金等](再掲)	県、(財)石川県産業創出支援機構	①災害救助法の適用地域(3市4町)での震災復旧に対する金融面での支援 ②激甚災害指定地域(2市2町)での震災復旧に対する金融面での支援
84 政府系金融機関の利子補給 [被災中小企業復興支援基金](再掲)	(財)石川県産業創出支援機構	政府系金融機関が行う蓄積指定による特別融資を受けた災害被災者に対する利子補給

② 商店街の活性化支援

- 復興に向けた商店街の意欲ある取り組みに対する支援を行います。

事業名	事業主体	事業内容
64 簡易水道等施設整備費(簡易水道再構築事業)国庫補助事業	市町	市町が実施する複数簡易水道施設の接続及び上下水道事業への統合整備事業(水道管の接続)に要する経費への助成
65 公共土木施設災害復旧事業(下水道)	市町(下水道管理者)	被災した下水道施設(公共下水道)の復旧
66 農村・漁村集落の集落排水施設の復旧	市町	被災した農村生活環境施設(集落排水施設)、漁業集落環境施設(漁業集落排水施設)の復旧
67 産業物処理施設災害復旧事業	市町等	被災した産業物処理施設(ごみ処理施設、浄化槽、コミュニティプラント等)の早期復旧を図るため、市町等が実施する被害を受けた施設の原形復旧等に要する経費への助成

② 地域の特徴ある産業・経済の再建・復興

【施策の方向性】

被災地の真の復興のためには、地域産業の力強い復興により、地域経済が活力を取り戻すことが大切であり、そのためにも、一日も早い産業基盤の復旧の支援を行うとともに、産業の担い手が意欲を持って取り組むことができる環境整備を進めます。

とりわけ、大きな被害を受けた地域を支える業種・産業を中心に、関係団体と連携の上、支援を行います。

【基本施策】

1 産業の復興

(1) 中小企業の復興支援

① 中小企業の事業用施設等の復興支援

- 地域経済を支える基幹産業を中心に、被災した中小企業ができるだけ早期に生産・営業活動を再開することができるよう、各種支援を行います。

【事業概要】

事業名	事業主体	事業内容
68 復興委員会開催費(輪島港務、酒造業) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(輪島港務、酒造業)	復興委員会が行う、復興に向けた今後5年間の復興計画策定に要する経費への助成
69 個別企業の事業用施設設備復旧助成費(輪島港務、酒造業) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(輪島港務、酒造業)	復興委員会が策定した復興計画に基づいて、被災した施設の更新又は修繕に要する経費への助成
70 共同施設の整備・復旧助成費(輪島港務) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(輪島港務)	復興委員会が策定した復興計画に基づいて実施する、輪島港務の共同施設の整備・復旧に要する経費への助成
71 保管庫(作業所・店舗・倉庫を含む)借上費助成費(輪島港務、酒造業) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(輪島港務、酒造業)	復興委員会が策定した復興計画に基づく損壊代替施設の借上等に要する経費への助成
72 能登半島地震支援対策助成費 [被災中小企業復興支援基金等]	県、(財)石川県産業創出支援機構	①災害救助法の適用地域(3市4町)での震災復旧に対する金融面での支援 ②激甚災害指定地域(2市2町)での震災復旧に対する金融面での支援
73 政府系金融機関の利子補給 [被災中小企業復興支援基金]	(財)石川県産業創出支援機構	政府系金融機関が行う蓄積指定による特別融資を受けた災害被災者に対する利子補給

② 中小企業の活性化支援

- 基幹産業の活性化に資するソフト事業への支援を行うとともに、業種の如何を問わず、中小企業の意欲ある取り組みへの支援を行います。

【事業概要】

事業名	事業主体	事業内容
85 ソフト事業への助成(商店街) [被災中小企業復興支援基金]	復興委員会(商店街)	復興委員会が策定した復興計画に基づく共同ソフト事業に要する経費への助成

【基本施策】

2 農林水産業の復興

(1) 農林水産基盤の復旧

① 農地・農業用施設等の復旧

- 県民の食を支える農業について、従事者の高齢化が進む中で、地震の被災により生産意欲の減退、耕作放棄地の増加等が懸念されるため、被災した農地、農業用施設及び共同利用施設等の早期復旧を図ります。

【事業概要】

事業名	事業主体	事業内容
86 農地災害復旧事業	市町、土地改良区等	被災した農地(水田、畑地等)の復旧
87 農業用施設災害復旧事業	県、市町、土地改良区等	被災した農業用施設(排水施設、ため池、圃首工、排水施設、農業用道路等)の復旧
88 農業用共同利用施設災害復旧事業	県、市町、農協、農事組合法人等	被災した農業用共同利用施設(農産物倉庫、共同作業場、農産物加工施設等)の復旧
89 公共土木施設災害復旧事業(地すべり・海岸)	県	被災した地すべり防止・海岸保全施設の復旧
90 農地等緊急手づくり復旧総合支援 [復興基金]	農林漁業者、農林漁業者で組織する団体、漁業者	農林漁業者等が自ら施工する農地・農林漁業生産施設の復旧工事(ただし、国の災害復旧事業の対象になった施設等は除く)に係る経費(材料費等)及び水源の被災した地域において、用水確保のために一時的に必要となった排水ポンプ設置経費への助成
91 災害復旧事業費等負担金支援 [復興基金]	県、市町、土地改良区、農林漁業者、農林漁業者で組織する団体等	国の補助による地震災害復旧関連事業に伴う農林漁業者などの負担分への助成
92 農林漁業用共同利用施設等復旧 [復興基金]	3戸以上の農林漁業者等で組織する団体、農業法人等	国の災害復旧事業の対象とならない農林漁業用の共同利用施設等の復旧に要する経費への助成

② 林業・治山施設等の復旧

- 崩壊した森林等の早期復旧を図ることにより、下方の人家や道路等を保全し、安全・安心な生活環境を確保します。
- 被災した林道や作業道の早期復旧や整備支援を行うことにより、森林の適正な整備を推進します。
- 共同利用施設の早期復旧を支援することにより、事業の再建を支援します。

【事業概要】

事業名	事業主体	事業内容
93 公共土木施設災害復旧事業(治山・地すべり) (再掲)	県	被災した治山・地すべり防止施設等の復旧
94 治山事業(復旧治山事業)(予防治山事業)(災害緊急治山事業)(災害緊急地すべり防止事業)(林地保全緊急対策事業)(完備地復旧事業) (再掲)	県、市町	山崩崩壊、地すべり、土石流等により人家・公共施設等に被害を及ぼす区域での治山施設の整備

Table with 3 columns: No., Project Name, Project Body, Project Content. Rows 95-99.

- ③ 漁港・漁業用施設等の復旧
●被災した漁港・漁業用施設等の早期復旧を図ることにより、漁業者を支援します。

【事業概要】

Table with 3 columns: No., Project Name, Project Body, Project Content. Rows 100-105.

(2) 農林水産業の振興支援

- 地震からの復旧を契機として、能登の特色ある農林水産物やその加工品の生産振興を図るとともに、農林水産業の担い手の育成・確保を進めます。

【事業概要】

Table with 3 columns: No., Project Name, Project Body, Project Content. Rows 106-107.

【事業概要】

Table with 3 columns: No., Project Name, Project Body, Project Content. Rows 115-116.

(2) 能登らしい景観・文化の保全・保存支援

① 景観の保全

- 特色ある街並みは、その地域に住む人々の誇りでもあり、訪れる人々を引きつける魅力でもあるため、住宅や輪島塗器、酒造業などの伝統産業の事業用施設の再建にあたり、能登らしいまちなみ景観の保存に努めます。

【事業概要】

Table with 3 columns: No., Project Name, Project Body, Project Content. Rows 117-123.

② 文化財の保存支援

- 能登半島地震では、数々の重要な文化財が被害を受けています。また、二次災害の発生や対策の遅れによっては、損傷や劣化が拡大することも考えられます。このため、文化財の早期の復旧に努めます。

【事業概要】

Table with 3 columns: No., Project Name, Project Body, Project Content. Rows 124-125.

Table with 3 columns: No., Project Name, Project Body, Project Content. Rows 108-110.

④ 持続可能な地域づくり

【施策の方向性】

従来から地域の絆を大切にしている地域であることから、引き続き、地域における様々な営み、取り組みを支援することにより、地震を契機とした地域コミュニティの衰退、個性的で特色ある地域文化の喪失の防止に努めます。

【基本施策】

1 地域コミュニティの維持・再生

(1) 地域コミュニティ活動の支援

- 過疎化、高齢化が進んでいる能登地域において、住民の安全・安心な生活を確保し、地域の活力を維持していくために地域コミュニティの果たす役割は大きく、地域コミュニティの活性化に資するソフト事業に対し支援します。

【事業概要】

Table with 3 columns: No., Project Name, Project Body, Project Content. Rows 111-112.

(2) 地域コミュニティ施設の復旧支援

- 地域コミュニティの維持を図るためにも、被災した地域のコミュニティ活動の拠点となる施設や地域共用施設等の一日も早い復旧を支援します。

【事業概要】

Table with 3 columns: No., Project Name, Project Body, Project Content. Rows 113-114.

【基本施策】

2 地域資源の保存・活用

(1) 能登ブランドの振興・創生支援

- 生産から流通・販売・消費までが一体となった能登らしい商品のブランド化と販路拡大を支援することにより、地域の活性化を推進します。

【基本施策】

3 交流とにぎわいの創出

(1) 交流基盤の整備

① 広域交流基盤の整備推進

- 幹線道路や主要港湾など、広域交流を拡大し、地域産業・経済を支える広域交流基盤の整備を進めます。

【事業概要】

Table with 3 columns: No., Project Name, Project Body, Project Content. Rows 126-127.

② 交流拠点等の整備推進

- 活性化を図る地域活動と連携した目抜き通りや広場の整備など賑わいを創出する拠点の整備を進めます。

【事業概要】

Table with 3 columns: No., Project Name, Project Body, Project Content. Rows 128-134.

## (2) 観光振興

## ●観光キャンペーン等の展開

●能登半島は、年間700万人の観光客が訪れる観光産業の盛んな地域ですが、能登半島地震により、観光客の減少などの風評被害が生じております。このため、関連団体と連携し、これまで以上に石川の魅力ある観光地、観光資源をアピールする積極的な誘客促進活動を展開することにより、風評被害を払拭するとともに、被災地をはじめ県全体のイメージアップに努めます。

## 【事業概要】

	事業名	事業主体	事業内容
135	「ほっと石川」観光キャンペーン 〔被災中小企業復興支援基金〕	「ほっと石川」観光キャンペーン実行委員会	能登半島地震による風評被害の払拭と本県への誘客促進を図るため、行政、民間事業者、関係団体が足並みをそろえて、一丸となった取り組みの推進
136	能登空港活用誘客促進事業 〔被災中小企業復興支援基金〕	能登空港利用促進協議会	テレビを活用した旅番組の放送、首都圏旅行代理店との連携による、能登空港を利用した旅行商品の販売等への支援
137	能登空港活性化推進事業	県、市町、観光関係団体等	首都圏向け利用促進キャンペーンの展開や空港賑わい創出イベントの開催などによる能登空港の利活用の推進

## 14 平成19年(2007年)能登半島地震における国等の対応状況(平成20年版防災白書(抜粋))

地震発生後直ちに、関係省庁の局長級職員からなる緊急参集チームをはじめ、防災担当者が官邸危機管理センターに参集し、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、国土交通省などのヘリコプターからの映像等により迅速な情報収集を行うとともに、内閣府の地震防災情報システム(DIS)を稼働させて、建物被害や人的被害などを推計し、概括的な被害規模の把握に努めた。内閣総理大臣からの「被害状況の確認と住民の安全確保に万全を期すように」との指示の下、政府一体となって初動対応に当たった。発災直後には、薄手防災担当大臣を団長とする政府調査団を現地に派遣。同日、輪島市役所内に政府現地連絡対策室を設置し、現地での情報収集や地元公共団体との連絡調整に当たった。

3月25日17時に、内閣府において災害対策関係省庁連絡会議を開催し、被害状況や各省庁の対応状況についての情報を共有するとともに、今後の対応を確認した。3月26日18時30分には、薄手防災担当大臣が出席し、内閣府において災害対策関係省庁連絡会議を開催し、被害状況や各省庁の対応状況についての情報を共有するとともに、次の5項目を確認した。①引き続き、被災公共団体と連携して被害状況の的確な把握に努めること。②被災者が1日も早く安心した生活に戻れるよう、災害時要援策をはじめ、避難者等の支援対策に万全を期すこと。③道路や水道等のライフラインの応急対策や災害復旧に適切に対応すること。④その他被災者の支援、被災地の早期復旧・復興に向けて、被災公共団体からの要望等も的確に把握し、関係省庁の連携を密にしていくこと。⑤各省庁が関係公共団体をはじめ関係機関と緊密に連携して対応すること。更に、3月30日17時には、内閣府において災害対策関係省庁連絡会議を開催し、被害状況とこれまでの対応、地元からの要望事項及び各省庁における当面の課題と対応状況についての情報を共有するとともに、今後の対応についての申し合わせを行った。

4月13日には、安倍内閣総理大臣による現地視察を実施した。

適用日を3月25日として、石川県が七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町及び能登町に対し、災害救助法を適用した。これに基づき石川県は仮設住宅334戸を建設することとした。

また、適用日を3月25日として、石川県が県内全域に対し、被災者生活再建支援法に基づき被災者生活再建支援金支給制度を適用した。

更には、この災害について、「平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成19年4月20日閣議決定。4月25日公布・施行)」により激甚災害として指定し、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置を適用した。なお、指定にあたっては、公共土木関係及び農地等の措置について、査定見込額が明らかに現行の指定基準を超えたと見込まれる場合には、中小企業関係の特例又は森林関係の措置と同一政令において、早期に指定を行えるよう局地激甚災害指定基準を改正し(平成19年4月19日中央防災会議決定)、この災害に適用した。

各府省の対応は、附属資料2のとおり。

## 【附属資料2(抜粋)】

内閣官房は、3月25日9時45分、官邸対策室を設置した。

内閣府は、3月25日9時53分、災害対策室を設置し、関係機関から情報収集を行うとともに、官邸、関係省庁との情報連絡を行った。

警察庁は、3月25日9時45分、災害警備本部を設置し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整を行うとともに、愛知、岐阜、福井及び新潟各県の警察広域緊急援助隊246名を石川県に派遣した。また、機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、官邸等へ現場映像の伝送等を実施した。

消防庁は、3月25日9時42分、災害対策本部を設置し、関係機関との連絡調整を行うとともに、石川県からの応援要請を受け、京都府、福井県、滋賀県、富山県、東京都、大阪府、兵庫県、兵衛の緊急消防援助隊87隊349名を石川県に派遣した。

海上保安庁は、3月25日9時45分、災害対策本部を設置し、巡視船艇・航空機により、被害状況調査及び沿岸状況調査を行った。

防衛省は、3月25日9時45分災害対策室を設置し、石川県知事からの災害派遣要請を受け、3月

25日から4月8日までに、人員約2,730名、車両約1,050両、航空機約60機により、給食・給水支援、入浴支援等を実施した。

金融庁は、石川県銀行協会等に対し、預金払戻時の柔軟な取扱い等災害被災者の便宜を考慮した適切な措置を講ずることを要請した。

総務省は、3月25日9時57分、緊急事態対策本部を設置した。また、3月28日以降、石川行政評価事務所内に震災特設行政相談所を設置するとともに、4月13日には石川県輪島市、4月25日には石川県穴水町に被災者等からの相談をワンストップで受付処理する特別総合行政相談所を開設した。さらに、4月12日、石川県内の3市4町に対し、6月上旬に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付した。

法務省は、3月25日9時55分、災害情報連絡室を設置した。

文部科学省は、3月25日9時53分、災害情報連絡室を設置。同日13時、災害応急対策本部に格上げし、教育委員会等の関係機関から被害情報を収集するとともに、二次災害防止策等適切な対応をとるよう指示した。また、3月26日、地震調査研究推進本部の地震調査委員会が臨時会を開催し、地震活動及び地殻変動の総合的な評価を行った。

厚生労働省は、3月25日10時2分、災害対策本部を設置した。また、被災者の心理的な問題を把握し、適切な対応を行うため国立精神・神経センター精神保健研究所の専門医2名等を被災地に派遣した。

農林水産省は、3月25日、関係局庁連絡会議を設置した。また、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう、関係金融機関に依頼した。さらに、農地・水路復旧支援室を輪島市に設置するとともに、農村災害復旧専門技術者制度を活用した技術支援を行った。

経済産業省は、3月25日10時30分、防災連絡会議を設置した。

資源エネルギー庁は、災害救助法適用市町村及び適用市町村に隣接する市町村において被災した需要家に対して、電気及びガス料金の支払期限の延長等の災害特別措置を認可した。

中小企業庁は、石川県内の政府系中小企業金融機関、信用保証協会、主要商工会議所、商工会連合会、中小企業基盤整備機構及び中部経済産業局に対し、災害に係る特別相談窓口設置を指示するとともに、政府系中小企業金融機関に災害復旧貸付の適用、政府系中小企業金融機関及び信用保証協会に既往債務の返済条件緩和等に関する企業の実情に応じた対応を指示した。

国土交通省は、3月25日9時42分に非常体制をとり、ヘリコプターの活用等による情報収集を実施するとともに、照明車14台、衛星通信車4台等を被災地に派遣した。また、住宅・宅地関係では石川県及び富山県において実施した被災建築物応急危険度判定業務、被災宅地危険度判定業務の支援を実施した。さらに、災害対策現地支援センターを輪島市に設置し、現地支援を行った。

国土院は、3月25日9時57分、災害対策本部を設置し、災害状況及び被害状況の正確な把握のために電子基準点観測データの緊急解析を実施するとともに、空中写真撮影や現地緊急測量調査を実施し、地殻変動の把握及び災害状況図等の作成を行った。

気象庁は、3月25日9時45分に非常体制をとり、地震機動観測班等による被害状況の調査を実施した。また、震度5強以上の揺れを観測した地域に対して、暫定的に大雨の注意報・警報基準を引き下げて運用した。さらに、この地震について、「平成19年(2007年)能登半島地震」と命名した。

環境省は、3月26日に一般廃棄物処理の関係団体にバキューム車、パッカー車の派遣協力を要請した。



平成19年  
能登半島地震  
災害記録誌

石川県